

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について(答申素案)」に関するパブリックコメント実施結果について

「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について(答申素案)」に関するパブリックコメントを10月15日(金)～11月15日(金)まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は58であり、意見数は132件であった。その内訳は次の通りである。

1. 意見提出者の内訳

	e-Gov(電子)	郵送	合計
個人	52	0	52
団体	3	3	6
計	55	3	58

※パブリックコメントへの意見であることが明記されていない等、要件を満たしていないものを除く。

2. テーマ別の意見件数(意見数 132件)

(1) 外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について(答申素案)の個別箇所を指定した意見(延べ115件)

- | | |
|-----------------------------------|------|
| 1. はじめに | 3 件 |
| 2. 外来種対策をめぐる現状と課題 | |
| (1) 特定外来生物の指定に関する現状と課題 | 6 件 |
| (2) 飼養等許可に関する現状と課題 | 1 件 |
| (3) 水際における意図的及び非意図的な導入対策に関する現状と課題 | 0 件 |
| (4) 国内に定着している特定外来生物の防除対策に関する現状と課題 | 22 件 |
| (5) 特定外来生物以外の外来種対策の推進に関する現状と課題 | 5 件 |
| (6) 各主体の協力と参画、普及啓発の推進に関する現状と課題 | 9 件 |
| (7) 調査研究の推進に関する現状と課題 | 1 件 |
| 3. 外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置 | |
| (1) 特定外来生物の効果的な指定 | 20 件 |
| (2) 飼養等許可の適切な執行管理 | 4 件 |
| (3) 水際における意図的及び非意図的な導入対策の検討 | 2 件 |
| (4) 国内に定着している特定外来生物の防除対策の推進 | 16 件 |
| (5) 特定外来生物以外の外来種対策の推進 | 8 件 |
| (6) 各主体の協力と参画、普及啓発の推進 | 12 件 |
| (7) 調査研究の推進 | 6 件 |

※11件が同一内容で複数箇所を指定した意見であり、記載のある箇所についてそれぞれ集計した(延べ25意見)。

(2) 外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について(答申素案)の箇所を指定しない個別の意見(37件)

- | | |
|--------------------|------|
| ・アカミミガメの規制に関する意見 | 11 件 |
| ・アメリカザリガニの規制に関する意見 | 8 件 |
| ・オオクチバス等の外来魚に関する意見 | 4 件 |
| ・ネコ(ノネコ・野良猫)に関する意見 | 2 件 |
| ・防除と他法令の関連性に関する意見 | 2 件 |
| ・普及啓発に関する意見 | 2 件 |
| ・全体に関する意見 | 2 件 |
| ・その他 | 6 件 |

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について（答申素案）」
に関する意見の募集（パブリックコメント）意見・対応一覧

※「頁」「行」欄は、パブリックコメント版の該当頁・行数

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修正
1			1 2(4) 2(5) 3(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 27行目「からの」は「への」の誤記ではないか？ ・ 29行目「以下、」は「以下」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。 ・ 30行目「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」は「外来生物法」のほうがよい。4行目の定義どおりに。 ・ 51行目「南北」は「東西南北」のほうがよい。日本の国土の範囲は南北方向より東西方向のほうが長いから。 ・ 67行目、69行目の「日本」と他の箇所の「我が国」との違いは何を意味しているのか？ ・ 127行「平成16（2004年）年」は「平成16年（2004年）」の誤記と思われる。 ・ 128行目の法律の法律番号を記載したほうがよい。 ・ 342行目「すべて」は「全て」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。 ・ 387行目「はじめ」と、505行目「始め」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・ 413行目「あたって」は「当たって」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。 ・ 439行目「国土」は国土面積のことを意味しているのか？ ・ 647行目「規制」について： 外来生物法令にはやむを得ない事由による規制の適用除外が規定されているはずだが、この規制は何を指しているのか？ 	-	<p>いただいた御意見を踏まえ、なお、適切な表現に修正するとともに用語を統一します。</p> <p>なお、3番目の御意見については本答申案のタイトルを記載していることからその点が明確になるよう修正します。また、4番目、11番目及び12番目の御意見については前後の文意から原案のままさせていただきます。</p>	○
2	2	60	1	<p>外来生物による影響として感染症リスクの拡大がある。感染症には、人には感染しないものと、人獣共通感染症とがあり、それぞれ問題となっている。人獣共通感染症リスクについては「人の生命や身体への被害」に含められていると想像されるが、人以外の動植物の生存に悪影響を及ぼす感染症（例：イリオモテヤマネコやツシヤマネコにおけるイエネコからのウイルス感染）のリスクを明確化するべきである。例えば、2ページ目の60行目の「人の生命や身体への被害」の後に感染症に関わる記述を入れ、「人の生命や身体への被害、在来野生生物や人への感染症リスクの拡大等、様々な影響がみられ、・・・」などと修正することを提案する。</p>	<p>人以外の動植物の生存に悪影響を及ぼす感染症のリスクが記載されていないため。</p> <p>＜参考資料＞ 宇根有美（2012）外来種と野生動物の感染症：両生類のラナウイルス感染症。地球環境17（2）：151-158.</p>	<p>特定外来生物の指定に当たっては、在来種への感染症の媒介も考慮していることも踏まえ、1. はじめに（外来種問題の基本認識）について、「その結果、在来種の捕食、在来種との競合、在来種への感染症の媒介、交雑による遺伝的攪乱、これらの生態系の変化に伴う生態系サービスの劣化、農林水産業への被害、人の生命や身体への被害等、様々な影響がみられ、こうした影響を及ぼす又は及ぼすおそれのある侵略的外来種が問題となっている。」と修正します。</p>	○
3	3	84	1	<p>「侵略的外来種の存在等」を「侵略的外来種の存在、オオクチバス・コクチバス等特定外来生物に指定されながら分布の拡大が継続している侵略的外来種の存在等」に変更・加筆。</p>	<p>最初に特定外来生物に指定されたにもかかわらず、あるいは、最初に指定された故に課題解決のロードマップが示されず、今なお対策が十分に進まないオオクチバス・コクチバスは、ずっと顕在化している課題と考えられるため。</p>	<p>御意見の箇所については、現行法制上の課題について記載している箇所であり、外来種対策をめぐる現状と課題については2. に記載しているため、原案のままさせていただきます。</p>	
4	6	183	2(1)	<p>ミシシippアカミミガメの定期的な調査を通して地域ごとの状況や変化等にに応じた情報収集を行う必要がある。については、本校での調査をマニュアル化し、全国の高校生に調査要請を行うことで基礎資料を作成できる。「高校生に要請するミシシippアカミミガメの生態調査マニュアル（案）」（添付）を作成し、全国各地の高校生に要請して調査を実施する。これによって、全国での網羅的な調査が簡易的にできると共に、環境などの変化に伴った情報の継続的な収集が可能となる。</p>	<p>我々はミシシippアカミミガメの調査を始めて3年目であるが、高校生にとってミシシippアカミミガメは身近な生物であるにも関わらず、生態系への悪影響などは比較的認知されていない状況があることがわかった。さらに、調査を進めていく上で、ミシシippアカミミガメの生態系での影響については事例が少なく、今後、網羅的かつ効率的な情報収集の必要性が高いことが明らかとなった。ミシシippアカミミガメはペットとして愛されているほど穏やかな性格であり、多くの人にとっては抵抗がない生物である。また、比較的捕獲しやすく、個体の識別方法も容易で、高校生にとって調査がしやすい対象であると考えられる。全国の高校生に調査を要請することは、情報収集のみならず、ミシシippアカミミガメを取り巻く環境への影響を周知し、ペットとして飼育している年齢層に対し、直接、注意喚起を行うことにもつながるため、外来生物問題の解決にもつながり、非常に効率的な方法だと考える。</p> <p>添付資料：資料① 個体識別の方法、資料② 香椎川の生物調査（PPTファイルのスライド47枚分の印刷物）</p>	<p>いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
5	6	185	2(1)	新たなアカミミガメの輸入・繁殖・販売を禁止して欲しいです。そしてすでに国内で飼育されている個体については、終生飼養を義務付けるべきです。	今までアカミミガメは誰でも簡単に購入・飼育ができ、また遺棄も容認されてきました。これだけ多くのアカミミガメが国内で繁殖してしまった責任は、輸入・販売に何の規制も設けなかった環境省にあります。今更特定外来生物に指定し、飼育に規制をかけてしまったら、飼育が面倒になった飼育者による遺棄が横行してしまうのは明らかです。それよりはまず元を絶つべきです。アカミミガメの輸入・販売・繁殖を禁止し、そして飼育者には終生飼養（止むを得ず手放す場合には、必ず新たな飼育者捜す）を義務付ける事を徹底させるべきだと思います。	アカミミガメやアメリカザリガニについては、大量に遺棄される等の深刻な弊害を招かないよう、現行法のように一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
6	6	185-189	2(1)	記載内容には賛成である。現行法の特定外来生物に指定することは飼育許可業務の量が膨大となるだけでなく、遺棄及び殺処分の推進となってしまうことから、反対する。外来生物法を改正し、アカミミガメの輸入・繁殖・販売を禁止することを強く求める。ただし、既に飼育しているアカミミガメに限り、飼育許可なくして飼育を継続できるようにすること。また、アカミミガメを買いきれなくなった飼育者が新たな飼い主に譲ることに禁止しないこと。	野外に多くのアカミミガメが生息する現状は、人間が引き起こしたものです。その責任は、輸入業者、販売業者、購入者にあるだけでなく、輸入・販売等の規制を行ってこなかった国にもあります。環境省では、外来種被害予防三原則として、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を提唱していますが、最も重要なのは、これ以上増やさないことです。それには、輸入・流通を止めることにあります。捕獲、殺処分を繰り返しても、後から後から輸入して、売買しては何の解決にもなりません。まず、環境省が行うべきは、法的にアカミミガメの輸入と販売を止めることで、それが先決です。ただし、現在でも、アカミミガメの新たな飼い主探しの活動をする者が少数ではありますがおります。また、インターネットを通じた里親探いで、新たに飼育を開始する例もあります。飼育は禁止しないにも関わらず、飼育者間での譲渡や活動を禁ずるのは無理があり、飼えなくなった者から新たな所有者への譲渡まで禁止することには反対いたします。輸入及び販売が禁止されれば、新たにアカミミガメを飼育したい者は、飼えなくなった者から譲り受けようとするはずです。遺棄防止の観点からは、このルートが残されているほうが好ましいと考えます。しかしながら、一部マニアには繁殖を行う者もあり、飼育者間での譲渡が許されている場合、繁殖した個体を無償譲渡する形で新たな飼育が広がる可能性があります。新たな飼育個体を増やさないという観点から、繁殖についても禁止する必要があります。新たな規制の枠組みにつきまして、早急な法改正をお願いいたします。	アカミミガメやアメリカザリガニについては、大量に遺棄される等の深刻な弊害を招かないよう、現行法のように一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
7	6 15	185-189 532-537	2(1) 3(1)	記載内容に賛成である。現行法の特定外来生物に指定することは飼育許可業務の量が膨大となるだけでなく、遺棄及び殺処分の推進となってしまうことから、反対する。外来生物法を改正し、アカミミガメの輸入・繁殖・販売を禁止することを強く求める。ただし、既に飼育しているアカミミガメに限り、飼育許可なくして飼育を継続できるようにすること。また、アカミミガメを飼いきれなくなった飼育者が新たな飼い主に譲ることに禁止しないこと。	野外に多くのアカミミガメが生息する現状は、人間が引き起こしたものです。その責任は、輸入業者、販売業者、購入者にあるだけでなく、輸入・販売等の規制を行ってこなかった国にもあります。環境省では、外来種被害予防三原則として、「入れない」「捨てない」「拡げない」を提唱していますが、最も重要なのは、これ以上増やさないことです。それには、輸入・流通を止めることにあります。捕獲、殺処分を繰り返しても、後から後から輸入して、売買しては何の解決にもなりません。まず、環境省が行うべきは、法的にアカミミガメの輸入と販売を止めることで、それが先決です。ただし、現在でも、アカミミガメの新たな飼い主探しの活動をする者が少数ではありますがおります。またインターネットサイトを通じた里親探いで、新たに飼育を開始する例もあります。飼育は禁止しないにもかかわらず、飼育者間での譲渡や活動を禁ずるのは無理があり、飼えなくなった者から新たな所有者への譲渡まで禁止することには反対いたします。輸入及び販売が禁止されれば、新たにアカミミガメを飼育したい者は、飼えなくなった者から譲り受けようとするはずです。遺棄防止の観点からは、このルートが残されているほうが好ましいと考えます。しかしながら、一部マニアには繁殖を行う者もあり、飼育者間での譲渡が許されている場合、繁殖した個体を無償譲渡する形で新たな飼育が広がる可能性があります。新たな飼育個体を増やさないという観点から、繁殖についても禁止する必要があります。新たな規制の枠組みにつきまして、早急な法改正をお願いいたします。	アカミミガメやアメリカザリガニについては、大量に遺棄される等の深刻な弊害を招かないよう、現行法のように一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
8	6 15	185-189 532-537	2(1) 3(1)	現在の特定外来生物に指定することは、飼育許可業務量が膨大となり、遺棄や殺処分が増えてしまうことから反対です。法律を改正し、アカミミガメの輸入・繁殖・販売の禁止を求めます。	アカミミガメが生息する現状は、人間の勝手な行為が起こしたものです。国が責任を持って規制していただければと思います。	アカミミガメについては、現行法のように一律に規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
9	6 15	185-189 532-537	2(1) 3(1)	アカミミガメを飼養の禁止となる特定外来生物に指定しても、既に存在する個体、飼養されている個体の排除は困難である。 これ以上、国内に持ち込まない為に輸入・販売を禁止、規制すべき。	外来生物の問題の原因の多くは輸入・販売にある。	アカミミガメについては、大量に遺棄される等の深刻な弊害を招かないよう、現行法のように一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。 いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
10	7	226	2(2)	現在、リリースが禁止されている地域でバス釣りが盛んで釣り人が地域貢献されていると思われる、湖や河川でのリリース禁止の撤廃を求めます。 例：琵琶湖、八郎潟等 それに伴い、漁業権という形で組合が料金を徴収し、そのお金で環境保全や在来種の保護に使用するという形が現状では良い選択だと思います。 (オオクチバス又はコクチバスのみを根絶させるのは不可能と思われる為) また、プロトーナメント団体が主催する大会において、組織団体が管理する大会の場合、国道でのオオクチバス又はコクチバスの運搬を可能にする事を希望します。 それが可能になれば湖沼周辺だけでなく設置会場周辺での経済効果も期待	-	外来生物法は、生態系等への被害を防止することを目的としており、特定外来生物の拡散を防止する観点から運搬や放出等を規制しています。なお、外来生物法では釣った魚をその場で放ついわゆるキャッチアンドリリースは禁止しておりませんが、一部の地方自治体の条例等により規制されているところです。	
11	9	313-318	2(4)	該当部分に「また、石川県七ツ島大島のカイウサギの根絶にも成功した。」などの文章を追記してはどうか。	広く公表されるべき根絶事例の1つであるため。	御意見の箇所については、特定外来生物の防除について記述している箇所であり原案のままとさせていただきます。	
12	9-10	324-326	2(4)	広域に定着している侵略的外来種については、協議会や研修会が分布情報の共有程度で滞っており、普及にはある程度の効果はあると予想されるが、効果的な対策の構築に結びついていない。定着が広域で長期にわたると、被害に対する慣れ・諦念が芽生えることが危惧され、対策を漫然と実施するのではなく、効果的・効率的防除に結び付けることが急務となっている。このような課題や講ずべき措置についても記載してはどうか。	協議会、研修会等が効果的な対策の構築に重要であるため。	広域に分布し、被害や分布拡大が継続している特定外来生物の防除については、3. (4)の2つめの○に既に記載しているところです。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
13	10	334-337	2(4)	・防除の進展の評価 防除の進展状況は外来生物法に基づく防除・認定件数(334-337行目)だけで評価されているが、その実態は捕獲等による対処療法的なものが多く、効果的な防除に結びついていないケースが多い。防除による対象外来生物の個体群動態や分布状況のモニタリングおよび生物多様性の回復程度の評価を行い、防除の効果を定量的に評価する必要がある。	-	いただいた御意見を踏まえ、3. (4)の2つめの○等を進めていきたいと考えています。	
14	10	334-339	2(4)	外来生物法に基づく防除の確認・認定件数は増加しているものの、内容や実施状況を精査して効果的な防除に結び付けるシステムが欠如している。現在の確認・認定制度は、言わば単なる行政手続きになってしまっており、現在実施されている防除事業の多くは対象種の状況把握もされていない対症療法的捕獲に終始しており、外来種防除に必要な対応ができておらず、防除の効果を上げるには至っていないのが実状である。そのため、L349-391に記載されている外来生物の防除に関する課題の部分とL570-590に記載されている特定外来生物の防除対策の推進に関する今後講ずべき必要な措置の部分とを、以下のように修正することを提案する。 L367「確認や認定を受けずに行う・・・」の前に「外来生物法に基づく防除の確認・認定においては、それらの内容や実施状況を精査して効果的な防除に結びつけるシステムが欠如しているのが現状である。また、」などの文章を挿入する。 L381「・・・発信は十分に実施できていない。」の後に、「さらに、確認・認定された特定外来生物の防除の内容や実施状況を精査して効果的な防除に結びつけるシステムを、国として確立することが課題である。」ことを追記する。 L578「○アライグマなど、・・・」の項目の前に、「○国として、確認・認定制度を実効性ある対策に結びつけるシステムや仕組みを導入することが必要である。」という趣旨の項目を追加する。	左記の通り、外来生物法に基づく防除の確認・認定の精査システムの構築が必要なため。	確認・認定を受けずに行う防除も多くあるため、3. (4) 2つめの○に記載しているとおり、種ごとに現状分析等を行い、有効な対策を実現していくべきと考えております。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
15	10	346	2(4)	和歌山タイワンザル母群は排除されたため、成功事例として示すことに異論はない。一方で、分散したタイワンザル、交雑ザルオス分散個体の詳細は、現在もまだモニタリング中である。そこで、「分散したタイワンザル（交雑個体含む）のオスについては現在もモニタリング中である。」などと加筆する必要があると考える。	外来生物への対応は、「根絶された」と判断した時点で終了だと理解されると、その後に行われるモニタリングの必要性が認識されず、予算措置がなされなくなる恐れがある。根絶されたと考えられた後のモニタリングは、「真の根絶」のために不可欠であり、その認識を高めるためにも、本項にモニタリングの重要性や現在もモニタリング中であることを記載すべきである。	地域的な根絶事例については、継続的に防除すべき個体が存在していないかのモニタリングや情報収集の必要はあるものと考えますが、ここでは、こうした成功事例について端的に記載している箇所のため、原案のままとさせていただきます。	
16	10	346-347	2(4)	タイワンザルの地域根絶事例は特筆すべきことであり、成功事例として示すことに異論はありません。しかしながら、タイワンザル母群は排除されたものの、母群から分散したオス個体や交雑個体については現在もモニタリングを継続中です。よって、正確な情報を加筆すべきであると考えます。	和歌山県のタイワンザルについて課題が全て解決されたわけではないため、正確な情報を記載すべきであると考えます。 (出典) 川本芳, 白井啓, 荒木伸一, 前野恭子 (1999) 和歌山県におけるニホンザルとタイワンザルの混血の事例. 豊長類研究 15:53-60 川本芳, 大沢秀行, 和秀雄, 丸橋珠樹, 前川慎吾, 白井啓, 荒木伸一 (2001) 和歌山県におけるニホンザルとタイワンザルの交雑に関する遺伝学的分析. 豊長類研究 17: 13-24 清水弟 (2018) 特定外来生物 和歌山県がタイワンザル「根絶」宣言. グリーン・パワー, 2018年4月号:6-7 白井啓 (2006) 外来サル類によるニホンザルの遺伝子攪乱を防ぐ対策を進めよう. 自然保護 493:8-9 白井啓, 川本芳 (2011) タイワンザルとアカゲザル: 交雑回避のための根絶計画. 「日本の外来哺乳類」(山田文雄, 池田透, 小倉剛編), 東京大学出版会, pp.169-202	地域的な根絶事例については、継続的に防除すべき個体が存在していないかのモニタリングや情報収集の必要はあるものと考えますが、ここでは、こうした成功事例について端的に記載している箇所のため、原案のままとさせていただきます。	
17	10	353-356	2(4)	原案のままでは、現場的には、「理解が得られなければ、終生飼養せよ」という余地を与えかねない。また、動物福祉の観点からも、苦痛を与えない方法による外来種の安楽殺処分は合理的で妥当な手段であることは国際的にも認められており、この考えを普及すべきと考える。これらを踏まえ、該当部分は、「また、防除した個体の殺処分については、その必要性に関する国民の理解を醸成すると共に、できる限り苦痛を与えない方法の採用や従事者の心理的負担軽減に配慮しつつ、効率的な防除に取り組んでいく必要がある。」などと修文してはどうか。	理由は左記に記載した通り。	趣旨の明確化のため、御意見のとおり、「防除した個体の殺処分については、殺処分を行うことその必要性に関する国民の理解を醸成すると共に、できる限り苦痛を与えない殺処分方法の採用や従事者の心理的負担軽減に配慮しつつ、効率的な防除に取り組んでいく必要があります。」と修正します。	○
18	10	353-356	2(4)	殺処分をする作業者の心理的負担というのは、単に殺すか否かの問題ではないと思われます。つまり心理的負担は、目の前で動物がどれだけ苦痛を味わうかによって大きく異なるはずで。朝日新聞2020年7月18日の記事 (https://digital.asahi.com/articles/ASN7K3GRON7BUHNB006.html) によれば、檻に掛かったアライグマを水没殺させる情景が描かれています。檻の中から逃げられないアライグマが、水の中で暴れて胃の内容物を嘔吐し、糞や尿を水中に流しながら数分間もがき苦しむ様子を確認しなければならぬこと、市役所担当者の張り裂けそうな心情も描かれています。全国を見渡せば、現在もそうした殺処分方法で犠牲になるアライグマもいると思います。実態調査をしようにも、当事者は自らが作業したことをなかなか語りたがらないでしょうし、組織の中で表沙汰にしないようにプレッシャーが掛かっている可能性も思います。 そもそも、檻（特に箱罠）に掛かった野生動物については、完全に行動の自由を奪われた状況にあります。野生動物とはいえ、人間の管理下に置かれた動物である限り、飼育動物に準じて人道的な配慮をすべきなのではないでしょうか。 環境省の告示である「動物の殺処分方法に関する指針」の補則や、日本獣医師会の野生動物委員会による「外来生物に対する対策の考え方」の提言においても、苦痛の少ない殺処分方法の必要性が触れられています。動物福祉の実践は、昨今では飼育動物だけにとどまらず、野生動物の生態調査や捕獲個体の研究の場においても意識されることが増えています。特に若い世代と対話すると、そうした声を聞きます。適切な致死処置をしないで集めた遺体を用いた研究は、今後は研究倫理の観点から問題視されたり、ジャーナル紙から受理されない状況になることも考えられます。	—	外来生物法に基づく「特定外来生物被害防止基本方針」や防除の公示において、殺処分に当たっては、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うことと記載しているところです。御意見や、御意見の中で提示いただいた告示等も参考に、できる限り苦痛を与えない殺処分方法の採用や従事者の心理的負担軽減に配慮しつつ、効率的な防除に取り組んで参ります。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
19	10	353-356	2(4)	アカミミガメの殺処分方法について、冷凍による安楽死は苦痛を与えるため、こちらが含まれている場合は除外すべきと考える。専門家によると「低温化による爬虫類の不動物化は、他の生理的あるいは化学的な安楽死の方法を併用したとしても、不適切であり、非人道的であると考えられている。低温化により不動物化したヘビやカメは、その後凍結により死亡させられるが、この手法は推奨できない。皮膚や組織に結成された氷の結晶は痛みや不快をもたらし」とされている。なお、「深麻酔下にある動物の急速冷凍は可能である」ともされており、こちらを要望する。	日本獣医師会「米国獣医学会：安楽死に関する研究会報告2000(VI)」	御意見の箇所については広く防除に係る課題認識として記載しているため、個別具体的な判断基準や殺処分方法に係る記述はしないこととさせていただきます。	
20	10 11 13 14	353-356 379-382 454 477	2(4) 2(6)	<p>答申の素案を拝読して、ヒアリ対策などの水際・初動対応の難しさを実感しました。つまり、外来種対策に関しては、環境省以外の中央省庁や、都道府県・市町村、民間事業者、地域住民など多様な人々の協働・連携が必要であることがとてもよく分かりました。</p> <p>その際に、役割分担を議論するだけでなく、情報を把握する責任主体も明示すべきと考えます。都道府県や市町村の中には、箱罠に掛かったアライグマ等の処分を、猟友会や個々の農家などの現場に任せてしまうところもあると聞きます。しかし、それでは環境省が掲げている「苦痛の少ない殺処分方法を守っているか」を把握できないこととなります。これは行政機関として不誠実です。最終処分を猟友会や個人に任せて放置するのではなく、正確に（隠蔽することなく）把握することは自治体の責務であると思います。つまり、自治体が最終処分方法について責任を持つことを明記してほしいです。</p> <p>具体的には、自治体直轄で作業するか、あるいは最終処分方法までも契約書に明記して民間業者に任せるなどの対応が必要であると思います。また自治体直轄で作業するためにも、そして契約書の内容を適切に判断できるためにも、自治体担当者への研修や訓練の場が必要だと思えます。</p>	-	いただいた御意見は、役割分担や連携の具体的な検討の際の参考とさせていただきます。	
21	10 14 18	353-356 485-488 614-639	2(4) 2(6) 3(6)	<p>アライグマ等の外来の哺乳類に関しては、殺処分が可哀想と見なされて理解が得られにくいと言われています。それに関して、一般市民が抱きがちな「可哀想」という感情を否定することなく、その感情を専門家も受け止めた上で、動物を殺すことへの情緒的反発や後ろめたさを抑えられるような普及啓発を考えて頂きたいです。</p> <p>確かに、アライグマであれば年間5万頭の殺処分（有害駆除ないし外来種の防除）がなされていることを、一般市民などにも現実を直視してもらう情報発信が必要だと思えます。「何とか殺さないで済む方法はないの？」と言いがちな一般市民に対して、毎年数万頭を、動物園や一般家庭での受け入れるなど実現可能なはずもなく、また放置すれば農作物被害だけでなく、家屋侵入による糞尿被害やペットを通じた感染症の拡大など、大変なリスクを伴うことを直視してもらうことが必要だと思えます。この答申書にもあるとおり、殺処分の必要性を、明確かつ分かりやすく訴えるべきだと思えます。</p> <p>ただし、それは生態学の専門家の視点から情報を発信するというよりも、ごく一般の人々の生活や感情を見抜いた上で、どのような表現、どのような情報であれば、殺すことへの情緒的な反発や後ろめたさを抑えられるかを柔軟に考えるべきだと思うのです。また、そうした観点で、生態学の専門家以外の情報発信の協力者を広く探すべきだと思えます。</p> <p>しばしば専門家は、外来種の弊害について熱心にシンポジウムやセミナーで語ってくださいます。しかし、それが聞き手の心にどう響くかが練られていなかったり、時には一方的な生態学の価値観の押しつけのような（つまり聞き手が反発しかねないような）説明を見聞きすることもあります。外来種の殺処分に対する「可哀想」という感覚を認めた上で、一般市民・聞き手の心情を見抜いた表現や情報の取捨選択について検討・記載してほしいと感じました。</p> <p>なお逆に、農業被害などから動物への恨みや反感を持つ農家や地方の有力者がいる場合は、どんなに被害があっても、動物への残酷な殺処分方法が残っていれば、SNSなどの匿名投稿などを通じて不名誉なパッシングを受けるリスクがあるという自覚を与えるなど、恨みや反感を抑えるような普及啓発を考えてほしいと思えます。</p>	-	いただいた御意見は、防除に関する普及啓発を実施する際の参考とさせていただきます。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
22	10	354	2(4)	<p>アライグマ等の捕獲個体の処理は捕獲従事者に一任されている場合もあるが、これは動物福祉に配慮していない殺処分方法がすでにおこなわれている原因のひとつである。各自治体は炭酸ガス殺器の貸出や捕獲個体のひきとりなど動物福祉に配慮した殺処分方法を推進するべきである。</p> <p>できる限り苦痛を与えない殺処分方法としては(一般に狩猟・狩猟銃本等で認められている行為)、薬殺・電殺・銃殺・炭酸ガス殺・脳震盪後の頸動脈切断などがある。しかし、薬殺・電殺・銃殺は初期費用が高い。炭酸ガス殺は金銭的なコストは低いが、液化ガスの入手が一般人には困難である。脳震盪後の頸動脈切断は箱罠には向かない。</p> <p>以上から、簡易で従事者に安全な溺殺を選択する捕獲従事者もいるが、これは「できる限り苦痛を与えない」に反するとされている。または、殺処分方法のハードルが高いことから捕獲の意欲があっても断念する場合もある。いずれも適切な捕獲圧推進の方針からは乖離している。</p> <p>そこで、捕獲個体ひきとりや、個人の液化ガス入手(レンタル含む)の案内・扶助などにより適切な殺処分方法を推進するべきである。</p> <p>効果的な防除手法として、前肢拘束型捕獲器がある。これはアライグマを選択的に捕獲する捕獲器であり、高い選択性と少数の錯誤捕獲事例が報告されている(東京農工大学狩り部 2020)。</p> <p>一方で、この捕獲器は法定猟具ではなく自由猟法であるとされる場合がある(静岡県 2011、行政に統一見解はないようである)。</p> <p>この捕獲方法は箱罠による錯誤捕獲と在来種のトラップハッピー化に伴う捕獲効率低下の解決方法として有効である。また、少数の錯誤捕獲事例はあるが、選択性は高いので少数の錯誤捕獲は必要なコストであるとみるべきだと思う(マンガースの捕殺罠のように)。</p> <p>以上より法定猟具化や、一部技術者への利用推進などに依ってアライグマの選択的捕獲を推進するべきだと思う。</p>	<p>東京農工大学狩り部(2020) 東京農工大学狩り部調査報告書(201年度)、 https://e9b9d164-0165-4b47-af44-67f1f7d14e64.filesusr.com/ugd/1be6fd_b2ee6b600061415f8db054a35eb119cf.pdf 静岡県(2011)鳥獣被害マニュアル</p>	<p>いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	
23	10	355	2(4)	<p>「できる限り苦痛を与えない殺処分方法」の判断基準として、「OIE(国際獣疫事務局)等の国際的動向に十分配慮する」との一文を加えるべきである。また、「できる限り苦痛を与えない殺処分方法」を行うには麻酔薬等の薬品を用いる必要がある場合が多く、極めて専門的な知識と技術を要することから、「殺処分は獣医師のみが行う」ことも書き加えるべきである。</p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律の第40条において、「動物を殺さなければならぬ場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならぬ」と規定されており、「できる限り苦痛を与えない殺処分方法の採用」は必須と言えます。しかし、アカミミガメを例に挙げますと、「アカミミガメの防除の手引き」「アカミミガメ防除マニュアル」では、全く専門的な知識がない行政官や国民に、防除と称して捕らえたアカミミガメをマイナス20度に冷凍して殺すよう呼びかけています。これは大変残酷な方法です。</p> <p>OIE(国際獣疫事務局)が、「皮、肉、その他の製品ののための爬虫類の殺害」についての動物福祉規約の中で、爬虫類を気絶や殺す際に不適切で許容されない行為として例示している方法に「冷凍または冷却」がありません。OIEには、日本も加盟しており、「動物福祉規約も批准しているにもかかわらず、冷凍による殺処分方法を行うよう広く国民に呼びかけているのは、明らかに「動物福祉規約」に反するもので到底許されることではありません。「できる限り苦痛を与えない殺処分方法の採用」にあたって、OIEなど国際機関による基準を順守するよう、「OIE(国際獣疫事務局)等の国際的動向に十分配慮する」との一文を答申に加えるべきです。</p> <p>また、アカミミガメに限らず、できる限り苦痛のない殺処分を行うには麻酔薬等の薬品を用いる必要がある場合が多いですが、極めて専門的な知識と技術を要することから、獣医師のみが行う資格があることとなります。決して一般市民ができるものではなく、外来生物が増加し様々な被害が生じたからといって、素人の国民に安易に殺処分をさせるとは言語道断、決して許されることではありません。</p>	<p>御意見の箇所については広く防除に係る課題認識として記載しているため、個別具体的な判断基準や殺処分方法に係る記述はしないこととさせていただきます。</p>	
24	10	355	2(4)	<p>冷凍殺という方法があることを知り、その方法だとできる限り苦痛を与えないというには、大きく外れてしまうと思う。麻酔を使用するなど、苦痛を与えない方法に限定してほしい。</p>	<p>苦痛を与えないというのは当たり前の基準だと思うので、曖昧な記載ではなく、「麻酔を使用する」など、見て分かるような文言を記載してほしい。</p>	<p>2.(4)に記載のとおり、できる限り苦痛を与えない殺処分方法の採用等に配慮しつつ、効果的な防除を進めていく必要があると認識しています。</p>	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
25	10	355	2(4)	「できる限り苦痛を与えない殺処分方法」の判断基準として、「OIE（国際獣疫事務局）等の国際的動向に十分配慮する」との一文を加えるべきである。 また、「できる限り苦痛を与えない殺処分方法」を行うには麻酔薬等の薬品を用いる必要がある場合が多く、極めて専門的な知識と技術を要することから、「殺処分は獣医師のみが行う」ことも書き加えるべきである。	動物の愛護及び管理に関する法律の第40条において、「動物を殺さなければならぬ場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない」と規定されており、「できる限り苦痛を与えない殺処分方法の採用」は必須と言えます。 しかし、アカミミガメを例に挙げますと、「アカミミガメ防除の手引き」「アカミミガメ防除マニュアル」では、全く専門的な知識がない行政官や国民に、防除と称して捕らえたアカミミガメをマイナス20度に冷凍して殺すよう呼びかけています。これは大変残酷な方法です。 OIE（国際獣疫事務局）が「皮、肉、その他の製品ののための爬虫類の殺害」についての動物福祉規約の中で、爬虫類を気絶や殺す際に不適切で許容されない行為として例示している方法に「冷凍または冷却」があります。 OIEには、日本も加盟しており、「動物福祉規約」も批准しているにもかかわらず、冷凍による殺処分方法を行うよう広く国民に呼びかけているのは、明らかに「動物福祉規約」に反するもので到底許されることではありません。 「できる限り苦痛を与えない殺処分方法の採用」にあたって、OIEなど国際機関による基準を遵守するよう、「OIE（国際獣疫事務局）等の国際的動向に十分配慮する」との一文を答申に加えるべきです。 また、アカミミガメに限らず、できる限り苦痛のない殺処分を行うには麻酔薬等の薬品を用いる必要がある場合が多いですが、極めて専門的な知識と技術を要することから、獣医師のみが行う資格があることとなります。決して一般市民ができるものではなく、外来生物が増加し様々な被害が生じたからといって、素人の国民に安易に殺処分をさせるとは言語道断、決して許されることではありません。	御意見の箇所については広く防除に係る課題認識として記載しているため、個別具体的な判断基準や殺処分方法に係る記述はしないこととさせていただきます。	
26	10	355	2(4)	「できる限り苦痛を与えない殺処分方法」の判断基準として、「国際的動向に十分配慮すること」と一文を加えていただきたいです。 また、殺処分する際に麻酔など薬品を使用する場合があるため、専門的な知識のある獣医師のみが行うことも記載していただきたいです。	動物愛護法では「動物を殺さなければならぬ場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない」と規定されているので、苦痛を与えない殺処分方法は必須だと思います。 日本にはちゃんとした基準がないので、動物福祉の先進国である国の基準に合わせるべきだと思います。	御意見の箇所については広く防除に係る課題認識として記載しているため、個別具体的な判断基準や殺処分方法に係る記述はしないこととさせていただきます。	
27	10	355-355	2(4)	必要があるなら殺してよいという理解を求めるとするのは、理由があれば殺入しても良いと言っているようなものである。人間ではなく生物のことだから、この意見はおかしいというならば、人間も生物である。 外来生物を殺処分する必要にせまられるほどの問題になった輸入・販売とそれを支える珍奇動物の興味本位の飼養や遺棄の問題を提起し、理解を促すことが大切である。 また、できる限り苦痛を与えない殺処分方法の採用については「獣医師のみが行なうこと」や「OIE（国際獣疫事務局）の動物福祉規約に沿う」を明記すべきである。	殺処分を当たり前のことと思うべきではない。 できる限り苦痛を与えないという表現は曖昧である。	御意見の箇所については広く防除に係る課題認識として記載しているため、個別具体的な判断基準や殺処分方法に係る記述はしないこととさせていただきます。 また、外来種問題に係る人間の責任・配慮、外来種を善悪で捉えることの課題については、1. 及び2.（6）等にも記載しているところです。	
28	11	361	2(4)	「後者は」のうしろに「外来生物法施行後も」の文言を入れる。	外来生物法で野に放つことが禁じられた状況下でも意図的拡散が続いていることを強調する必要がある。	2.（4）については外来生物法の施行後、特に、前回の改正以降の状況に記載しているところのため、原案のままとさせていただきます。	
29	10	361-364	2(4)	「2.（4）国内に定着している特定外来生物の防除対策の現状と課題」において、「釣魚として人気種であるオオクチバスやコクチバスについては、前者は意図的に放流された可能性のある個体が防除後の湖沼においてさえも確認される事例も報告されており、後者は新しい河川水系での定着が相次いでおり、外来生物法の違反行為の撲滅が求められている。」とあり、全くその通りである。このことについて、是非とも「3. 外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置」に盛り込み、少なくとも摘発の強化を行うよう明記して欲しい。	オオクチバスおよびコクチバスは、外来生物法施行および両種の特定外来生物指定以後も、意図的な放流と考えられる生息域拡大（や駆除後の再発見）に枚挙のいとまが無いが、その一方で摘発例はほとんど無い（池原貯水池で自動車内のクーラーボックス内にオオクチバスを生かして入っていた釣りが人が摘発された例が唯一ではないか）。いくら防除を進めようと、新たな場所に導入されたり、防除した水域に再導入されたりすることは、防除の非効率化の最たるものであり、新たに導入されないことは防除成功の最重要条件の一つである。それを達成するためには、違法な放流の摘発例を増加し、「違法に放流すれば摘発される」と潜在的な放流者に認識させる必要があるため。現状では、放流しても摘発されないという認識から、外来生物法は違法放流の抑止効果となっていないと思われる。	外来生物法の遵守については3.（6）の2つめの○に記載しているところであり、引き続き関係機関と連携のうえ、適切に対応して参ります。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
30	11 17	365-366 586-587	2(4) 3(4)	外来種の防除のために適切な薬剤の使用を可能にする仕組みを検討する必要性が答申に指摘されたことを高く評価したい。しかし、仕組みの「検討」ではなく、「仕組みを整備する必要がある。」などの記載でも良いと考える。化学的防除の成功例や有効性は国内外でも認められており、必要な整備も含めて早急に実現して頂きたい。	例えば、マンガース防除では、殺鼠剤と同濃度のダイファシノン薬剤による試験的防除が奄美大島で成功しており、沖縄島も含めて本格的な実施が期待される。状況に応じて、化学的防除のための適切な薬剤の使用は、労力や費用の面からも積極的に導入を検討されるべき手法と考える。	いただいた御意見を踏まえ、3.(4)の4つめの○について、「仕組みを構築検討する必要がある」と修正します。	○
31	11	379-386	2(4)	「外来種被害防止行動計画」において各主体の役割分担について記載されているが、主体間の連携の在り方が具体的に示されていないために、連携不足によって効果的な防除を実施するには至っていない。地域レベルの侵入初期情報収集・集約システム（市町村等）と情報管理システム（国）との連携、国・都道府県レベルでの協議会の設置と研究者の参画による防除体制構築の具体的筋道を提示し、地方公共団体・民間団体・国民を含めた侵入初期防除体制の構築につながるシステムづくりが急務である。	早期防除のためには地方環境事務所、都道府県、市区町村の連携が不可欠であるため。	特に、地域における侵入初期の情報など分布情報は各主体の連携による対策の推進には重要と考えており、3.(4)の1つめの○にきめ細やかな情報の集約や注意喚起・取組促進の仕組み・体制の確保について記載しているところ。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
32	11	393	2(5)	房総半島に生息しているニホンザル、アカゲザルとの交雑は深刻な状況である。環境省、千葉県ともアカゲザルとの交雑によるニホンザルの地域個体群絶滅を危惧し、環境省レッドリスト「絶滅のおそれのある地域個体群(LP)」、千葉県レッドリスト「B重要保護生物」に記載している。本答申では、房総半島の外来マカクの記載はない。外来マカクの現状と課題についても記載すべきと考える。	理由は左記に記載した通り。	御意見を踏まえ、2.(4)について、「 <u>房総半島のアカゲザルやその交雑個体による在来種への影響が引き続き生じており、令和2年には「房総半島のホンダザル」が環境省レッドリストに「絶滅のおそれのある地域個体群」として掲載されるに至る</u> 」と追記します。	○
33	12	404-405	2(5)	「生態系被害防止外来種リスト」と「外来生物法」との関係性について、追記してはどうか。	「生態系被害防止外来種リスト」と「外来生物法」との関係性がわかりにくい。	御意見の点については、2.(5)に『「外来種被害防止行動計画」や「生態系被害防止外来種リスト」は生物多様性国家戦略に基づいて新たに作成された経緯から外来生物法の位置づけはなされていない』と記載しています。	
				現在の外来生物に対する対策について、ヒアリやセアカゴケグモ、カミツキガメ等の明らかに人的被害の及ぶ危険性のある生物については駆除等の早急な対策が求められるのは当然である。しかしながら、直接的に人的被害や生態系に悪影響を及ぼすと断定できない現状のなかで一部の外来生物をやり玉に挙げての駆除対策が行われていることには甚だ疑問を持たざるを得ない。 内水面に焦点を当てると、一例として、オオクチバス・コクチバス（以降ブラックバスと呼称）が生態系に与える影響について長年問題視されているが、実際にブラックバスが直接的に与える影響力がいかほどのものか再検討が必要である。生態系に与える影響は河川湖沼の護岸工事等、人間の出す生活排水・ゴミ、農業によって使用される農薬の流出など様々な要因があり、外来生物がもたらす影響はその中の一つではない。また、内水面の水産業に関していえば、アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ワカサギなどの養殖・移植放流事業は毎年河川・湖沼本来の許容量を超える種の量が放流される、また同時にその生態系固有の遺伝子以外の種が放たれて汚染されているのが実状である。それに加え、漁業における被害とは、利益を生む漁業種がそれ以外の生物によって捕食されるという被害であり、本来は生態系の問題とは切り離されて考えられるべきであるが、混同して対策され、世間には同一の問題として認知されている危険な状態である。	富山和子「環境問題とは何か」PHP新書 山室真澄「魚はなぜ減った 見えない真犯人を追う」つり人社 池田清彦「環境問題のウソ」ちくまプリマ?新書 池田清彦「池の水全部」は” 抜くな” つり人社 赤星鉄馬「ブラックバス」イーハトーヴ出版	外来生物法においては、生態系、農林水産業、人の生命・身体に被害を及ぼす外来生物を特定外来生物として指定しています。 オオクチバスやコクチバスが直接的・間接的に生態系や農林水産業等に与える影響については多くの科学的知見や事例が報告されており、全国各地で防除対策が実施されているところです。 御意見の通り、生態系に影響を与える要因には外来種以外にも様々なものがあり、外来種の排除それ自体を目的とするのではなく、生態系の保全という目的から種々の取組と連携して実施することが必要です。 なお、被害を生じさせるおそれのある外来種を積極的に資源として利用することは、外来種を増やしたり維持しようとすることにつながるおそれがあり、留意が必要と考えます。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
34	12	423	2(5)	<p>この状況を踏まえて、ブラックバス等の水生外来生物を考えた場合、「駆除」「活用」の2つの対策が必要ではないかと考える。それも、ただ単に種で区切るのではなく、湖沼河川（湖沼河川でも区域に区切る等）によって駆除または活用を再考するべきである。駆除対象は生態系への直接的な影響が認められる場合に設定し、活用対象は食用・レジャーなど、産業として活用し、同時に活用することである程度コントロール可能な種に設定する。活用の代表例としてブラックバスを挙げるが、この魚は元々食用とレジャーへの活用目的に移植され、もうじき100年が経とうとしている。当該魚種の被害については、水産業（漁業権種）に対する被害がほとんどである。本来、食用とレジャーの2つの目的で移植されているのだから、両方の活用方法をもっと研究し、人間活動に取り込む努力を行うべきと考える。現に、海外由来の外来生物のニジマス、国内由来の外来生物のワカサギ等はレジャー、食用両方での産業化に成功しているわけであるから、駆除一辺倒の対策ではなく、私たちの生活を豊かにする対象として人間活動に取り込んでいくことも解決策の一つであり、そういう事例を増やしていくべきだと考える。もちろん、すべての河川湖沼においてブラックバス等の外来生物を活用することは不可能であろう。各河川湖沼、水系においても区域を区切って「活用」、「駆除」それぞれ対象化するべきである。また、これらの種を取り扱う際には、管理水域から無許可で生体での該当生物の持ち出し、持ち込みは禁止することが絶対である。</p> <p>以上、外来生物についての被害防止対策、管理対策については、改めて生態系を取り巻く人間活動の様々な要因を踏まえて多角的に研究し策定実施される必要があると考える。現在取り組まれている駆除等の活動の中には根拠の薄い「外来生物＝悪・危険」という極端な考えに基づいて行われている活動もある。テレビ番組で最近注目の池の水を抜いた外来生物駆除、リリース禁止条例といった誤った価値観に基づく誤った手法の取り組みが各地でなされている。内水面だけでなくすべての外来生物において「駆除」「活用」両方の観点で見極める必要があると考える。</p>			

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
35	13	439-452	2(5)	保護地域での「全ての動植物の放出等」とあり、その具体的事例として「アカギ」が紹介されている。しかし、他にも問題となる外来種の放出事例があり、追記すべきである。例えば、広島県大久野島のカイウサギなどがある。	動植物の放出が外来種問題の要因1つであることを広く認識させる必要があるため。	アカギについては、主に国内由来の外来種の例として記載をしていることから、原案のままとさせていただきます。	
36	13	454	2(6)	「各主体の協力と参画」に関して、自治体をまたがる広域分布外来種に対して、環境省の指導や戦略策定を主体として、該当自治体との連携をはかることが不可欠である。その点についても追記すべきである。	理由は左記に記載した通り。	御意見の趣旨については、既に2.(6)において、行政界を超えた連携の必要性については記載するとともに、3.(6)の1つめの○にもこの役割分担の明確化について記載をしているところです。いただいた御意見は、役割分担や連携の具体の検討に際の参考とさせていただきます。	
37	14	485	2(6)	「かわいそう等の心情的側面」により「外来種の防除の理解が得られない」とある。しかし、外来種によって被害を受ける在来種や在来生態系も「かわいそう」な状況であるのではないか。個体の生命尊重のみを重視した愛護精神に基づく「かわいそう」は、生物多様性保全に求められる環境倫理とは相容れない場面が生じる。生物多様性保全を目的の1つとした本法に関する答申案として、上記のことを踏まえて修正すべきである。	理由は左記に記載した通り。	御意見の箇所については、そうした一部の心情的側面から理解が得られない場合があり、いただいた御意見のような生物多様性保全を進める上で課題となっている場面があるという現状について記載をしているため、原案のままさせていただきます。	
38	14	485	2(6)	「かわいそう」等の感情は外来種問題の理解、解決には不可欠である。この問題の根源を無視したあさはかな記述である。	そもそも、かわいそうという感情がないため、外来生物を輸入し、販売して商業的利益を得ようとし、自らの好奇心、興味からくるペット飼養欲を満たすため、珍奇な動物を購入し、飽きたり、飼えなくなって遺棄しているのである。真に「かわいそう」と思うなら、終生面倒を見られるかどうか考慮することなく安易に生物を購入し、飼う事はない。真の「かわいそう」という感情を大切にするための、ペット飼養の啓蒙こそが最優先である。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
39	14 18	485 621-629	2(6) 3(6)	外来種の問題は人間のせいであって、その生物が悪いわけではありません。殺処分される彼らこそ被害者です。殺処分は良くない、無くすべきと書き添えていただきたいです。	『かわいそう』という心情は当然だと思えます。それは外来種に限らず全ての命あるものに対して共通する心情だと思えます。加害者は外来生物ではなく人間です。殺処分ゼロを目指していただきたいです。	防除した個体をすべて終生飼養することも困難であると考えています。なお、外来種問題に係る人間の責任・配慮、外来種を善悪で捉えることの課題については、1.及び2.(6)等にも記載しているところです。	
40	14 18	485 621-629	2(6) 3(6)	外来種問題は人間が引き起こした問題であり、外来生物は悪者ではなく、むしろ人間のせいで殺処分される被害者であること、殺処分は決して良いことではなく、なくすべきことであることを書き加えるべきである。	動物の殺処分に対して、「かわいそう」という反応を示すことは全うな感覚であり、否定すべきことではありません。外来生物を「被害を与えている」という加害者のような扱いをしています。元は人間が引き起こした問題であり、外来生物は悪者ではなく、むしろ人間のせいで殺処分される被害者です。この説明が抜けていると、国民、特に子どもは誤解をし、「外来生物は殺した方がよい悪者」という認識を持ってしまい、命の軽視にもつながりかねません。外来種の問題においては、殺処分が行われているのが現状ではありますが、本来は殺処分は無くすべきものです。国は、輸入や販売禁止といった規制等の対策を講じ、外来種の問題を解決し、殺処分をなくすことを目指していると明記すべきです。	外来種問題に係る人間の責任・配慮、外来種を善悪で捉えることの課題については、1.及び2.(6)等にも記載しているところです。	
41	14 18	485 621-629	2(6) 3(6)	外来種問題は人間が引き起こした問題であり、外来生物は悪者ではなく、むしろ人間のせいで殺処分される被害者であること、殺処分は決して良いことではなく、なくすべきことであることを書き加えるべきである。	動物の殺処分に対して、「かわいそう」という反応を示すことは全うな感覚であり、否定すべきことではありません。外来生物を「被害を与えている」という加害者のような扱いをしています。元は人間が引き起こした問題であり、外来生物は悪者ではなく、むしろ人間のせいで殺処分される被害者です。この説明が抜けていると、国民、特に子どもは誤解をし、「外来生物は殺したほうがよい悪者」という認識を持ってしまい、命の軽視にもつながりかねません。外来種の問題においては、殺処分が行われているのが現状ではありますが、本来は殺処分は無くすべきものです。国は、輸入や販売禁止といった規制等の対策を講じ、外来種の問題を解決し、殺処分をなくすことを目指していると明記すべきです。	外来種問題に係る人間の責任・配慮、外来種を善悪で捉えることの課題については、1.及び2.(6)等にも記載しているところです。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
42	14	489-499	2(6)	日本動物園水族館協会と環境省との間で締結された「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」に基づく取組においては、日本動物園水族館協会に加盟していない自然系博物館、動物園等の取組や活動は含まれません。従来の体制や活動の枠組みに限定せず、有効な方策を検討し、推進する必要があると考えます。	房総半島のニホンザル地域個体群は、外来種であるアカゲザルとの交雑により絶滅が危惧されることから、環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれのある地域個体群(LP)に指定されました。房総半島のニホンザル地域個体群の保全のためには、生息域外保全を積極的かつ早急に進める必要があります。日本動物園水族館協会に加盟していない園館であっても、地域に根付いた千葉県内動物園等を有効活用することは、普及啓発活動において地域住民の認識や協力を得ることもつながると考えられます。したがって、従来の活動や取組を推進するだけでなく、それ以外の域外保全施設の設置についても検討、推進していただきたい。 (出典) 白井啓, 川本芳(2011) タイワンザルとアカゲザル: 交雑回避のための根絶計画. 「日本の外来哺乳類」(山田文雄・池田透・小倉剛編), 東京大学出版会, pp.169-202 川本芳, 川本咲江, 濱田穰, 山川央, 直井洋司, 萩原光, 白鳥大祐, 白井啓, 杉浦義文, 郷康広(2017) 千葉県房総半島の高宕山自然動物園でのアカゲザル交雑と天然記念物指定地域への交雑拡大の懸念. 霊長類研究 33: 69-77 森光由樹, 半谷吾郎, 川本芳(2019) 絶滅が危惧されるニホンザル地域個体群とは何か? 地域絶滅と交雑問題から考える. 霊長類研究35: 100-101 白井啓(2013) 千葉アカゲザル問題の概要と位置づけ. 霊長類研究 29:138-142 白井啓, 川本芳(2016) 房総半島のアカゲザル交雑対策の現状. 霊長類研究 32: 84-86 白井啓, 森光由樹, 川本芳(2018) 和歌山タイワンザル「群れ根絶の報告」と千葉アカゲザル問題「現状と課題」. 霊長類研究 34: 180-185 藤田志歩, 河村正二, 山田一憲, 白井啓(2020) 高宕山自然動物園の再建に関する宮津市への要望書提出. 霊長類研究 36: 3-7 理由は左記に記載した通り。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、様々な主体との連携についても、3.(6)の1つめの○に記載しているところであり、従来の体制や枠組みに限定されない方策を検討してまいります。	
43	15	506-507	2(7)	AIやIoTの活用も有効と考えられるが、研究助成を基盤とした日本の体制では、技術開発はされても実際の運用に繋がりにくい。ニュージーランドなどの外来種対策先進国では、技術開発のみならず、同時に誰もが利用可能となる運用までも当初から念頭に入れた技術開発サポート体制が作られている。日本でも、技術開発への研究費用の助成だけでなく、運用を念頭に入れたサポート体制が不可欠だと考える。		いただいた御意見を踏まえ、3.(7)の1つめの○について、「2.(7)で挙げた分野についての、 <u>実用化を念頭に</u> 調査研究を推進し、」と修正します。	○

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
44	15	527	3(1)	P6 L181-182に「・・・に規制がかかっていない状況が発生してしまふ・・・」と現状と課題が記載されている。記載の通り、外来サル類で言えばカニクイザル等のマカク属のサルが想定できる。この課題に対する必要な措置がP15に記載されるべきであるが、されていない。P15 L525-526の記載の通り「全ての交雑の組合せをあらかじめ想定・指定することは困難である」。しかし、地方公共団体や専門家へのヒアリング等を実施して外来マカクが「現在野生化している」及び「過去に野生化していた」との情報得られた場合には、「ニホンザルと交雑する可能性」あるいは「すでに交雑している可能性」のある種、「ニホンザルとの交雑によって生じる生物」については、あらかじめ特定外来生物にしておくべきであろう。これには、カニクイザルとの交雑個体が該当すると考える。	措置の項に講ずるべき措置が書かれていないため。	御意見の箇所の課題に対する必要な措置は、3.(1)の1つめの○に記載をしているところです。また、ここでは、現在特定外来生物について交雑種の指定を行うためには、「組合せ」を指定することになっており、これをあらかじめ想定しておくことが難しいため、この課題に対応する必要がある旨を記載していることから、いただいた御意見は今後の指定の際の参考とさせていただきます。	
45	15	527	3(1)	「迅速にかつ適切に規制できるようにする必要がある」は課題であり、必要な措置が記載されていません。外来生物の交雑による課題については5頁176行目-6頁182行目にすでに書かれており、「今後講ずるべき必要な措置」ではこの課題に対する措置を具体的に示すべきであると考えます。	たしかに、「全ての交雑の組合せをあらかじめ想定・指定することは困難である（15頁525-526頁）」と考えられますが、地方公共団体や専門家にヒアリング等をして、可能性のある種をあらかじめ特定外来生物に指定しておくといった措置は必要であると考えられます。例えば、外来サル類について言えば、現在野生化している、あるいは過去に野生化していたカニクイザルは、在来のニホンザルと交雑する可能性が十分に考えられ、事前の対策が重要であると考えられます。 (出典) 白井啓、川本芳（2011）タイワンザルとアカゲザル 交雑回避のための根絶計画。「日本の外来哺乳類」（山田文雄・池田透・小倉剛編）、東京大学出版会、pp.169-202 Kawamoto Y (2021) Genetic Assessment on the Origin of Alien Macaques in the Boso Peninsula in Japan. Mammal Study, 46(2):173-186 清水弟（2018）房総のニホンザル危機 アカゲに加えてカニクイとも交雑か、「グリーン・パワー」、2018年11月号：6-7	いただいた御意見を踏まえ、3.(1)の1つめの○について、「…実際に生じる可能性のある全ての交雑の組合せをあらかじめ想定・指定することは困難であることから、こうした交雑個体・集団（個体群）を迅速かつ適切に規制できる枠組みを構築しようとする必要がある。」と修正します。	○
46	15	528-531	3(1)	外来生物の被害防止としては、侵入防止や侵入初期対策がもっとも効率が良い。侵略性が高い外来種については、特定外来生物や未判定外来生物への迅速な指定のための現在の体制と枠組みの確保だけでなく、指定理由の拡大を検討する必要性も記載してはどうか。	外来種は、在来主の補食が目されて交雑問題や植物を含めた生態系への影響が重視されにくい。特定外来生物への指定においては、予防原則を重視して、指定理由の拡大やより早い指定を行って被害拡大を防ぐことが重要であるため。	特定外来生物の選定に当たっては、現在でも我が国に未定着・未侵入のものも含めて指定することができるとともに、これまでも予防的観点から未定着・未侵入、侵入初期のものについて指定を進めてきているところです。引き続き、適切な特定外来生物の指定に努めてまいります。	
47	15	528-531	3(1)	「侵略性が高い外来種の初期侵入が確認される等の場合の措置で新たな被害の実態や科学的知見が明らかになった場合に備えとあるが、一般に、被害の実態が顕在化した時点では、すでに定着個体数の増大および分布拡大が進行し、対策が困難な段階となってしまうと考えられる。したがって、この記述は削除して、例えば、海外の文献などで被害が顕在化しているなど、日本国内においてもリスクが生じる可能性が高いと事前に判断される外来種に対して、予防的措置として3-5年程度、特定外来生物への仮指定／緊急指定を行うようなシステムを検討する必要がある。	-	御意見の箇所については、迅速に対応しなければならぬ状況について例としてあげている箇所ですが、いただいた御意見を踏まえ、3.(1)の2つめの○について、「…必要な場合や、海外における知見も含めて新たに被害に関する実態や」と修正します。なお、現状でも国内での情報だけでなく、我が国に侵入・定着していないものでも、海外の知見に基づいて指定することは可能です。必ずしも仮指定のような仕組みを設けなくても、海外の知見に基づき、可能な限り迅速に対応することが必要と考えております。	○

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
48	15	532	3(1)	賛成。アメリカザリガニ等の侵略的外来種の数徐徐に減らす実効的な施策は必要。	—	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
49	15	532-537	3(1)	<p>幼少の頃のバケツに入れた赤いアメリカザリガニ（以下ザリガニ）に始まり、現在に至るまで、ザリガニの魅力に魅せられ、愛してやまないペットとして飼育継続している者です。特に現在の住環境である犬猫等のペット飼育禁止の賃貸マンション生活においては、コンパクトな水槽で飼育できるザリガニは日々の生活の癒しとして欠かせない大切な存在です。ですので、第一に飼育継続の許可を切に望みます。</p> <p>純粋に自分自身の趣味として飼育していますが、ザリガニの寿命は屋内水槽飼育で1年？2年程度と短いことや、気に入った特徴の個体を繋いでいくためには繁殖は欠かせません。ザリガニの継続飼育＝繁殖ということなので、自らの飼育目的の繁殖の許可をお願いします。</p> <p>そして生まれる個体数が多いことから、どうしても一定数を手放す必要が生じ、友人同士で譲渡し合う以外に、ヤフオク（ヤフーオークション：現在ザリガニ飼育者が生体を通信販売できる唯一の媒体と認識しています。）に出品して、販売という形を取らざるを得ません。ザリガニのヤフオク出品者のほとんどは同じ動機ではないでしょうか。営利目的ではなく、里親探しの目的ですので、梱包資材の実費程度の価格設定にしています。又、ヤフオク以外では、行きつけのペットショップに販売用として無償で引き取りもしてもらっています。この余剰個体の放出手段としての販路（国内での販売）を断たれると、自分自身は決してしませんが、池や川への放流という行為が増えてしまうのではないかと懸念します。自分のような愛好家レベルの販路は残し、プロによる輸入販売の禁止という形を望みます。</p> <p>又、ヤフオクに定期的に大量に出品されている、大型魚、肉食魚等のエサとしてのザリガニの販売を禁止すると、ザリガニの駆除に貢献しているエサ用ザリガニの捕獲がなくなり、在来種保護に逆行すると思います。</p> <p>在来種の保護に直結する、実際の池や川でザリガニの駆除や、放流禁止の徹底（定期的な巡回や監視カメラの設置、違反者への罰金等）など、現場で実施できる有効な対策がいくらかでもあるはずですが、一般の飼育や、販売への規制の前に、そうした対策が徹底されることを望みます。</p>	—	アカミミガメやアメリカザリガニについては、大量に遺棄される等の深刻な弊害を招かないよう、現行法のように一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。 いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
50	15	532-537	3(1)	<p>更なる遺棄の増加を防ぐ意味では、飼養等を規制を規制する前に、輸入を規制する事が第一と考えます。(ただし、アメリカザリガニは食用の文化が一部ありますので、食用での輸入の規制はかがなものと)輸入が止まれば外国から持ち込まれる数が無くなる事で、新たな遺棄に繋がる事はなくなります。</p> <p>一方、販売・流通の規制は、「販売する事」＝「価値(金額)」を規制(経済的な無価値)をしてしまうと、遺棄が増加すると思われれます。理由としては、その生き物の経済的な価値があるなら、遺棄されない事の方が多いたのではなかと考えます。販売・流通を認めれば、遺棄ではなく販売または譲渡に繋がります。(生き物を経済的な価値だけでなく、その生き物自体に価値がありますから)そして、その価値を向上させるには、国内繁殖を認める事です。(繁殖を営む業者は登録制にする)</p> <p>輸入を規制し、販売・流通を止めてしまえば、そのものの価値が無に等しくなり、いづれどうしようなくなって遺棄という結果に繋がると思われれます。例えば、電化製品で考えてみれば、その製品が製造停止になり部品の供給がなくなれば、最後には捨てる事になります。製品と生き物では、違いはあると思いますが、経済的な価値という意味では同じものかもしれません。経済的な価値を失わせないためにも、販売・流通を規制すべきでないと考えます。また、同時に防除することにも努力しなければなりません。悪戯に煽るのではなく、有効性のある防除策を実施すべきです。これについては、亀を飼育する愛好家の力をもっと活用できると考えています。SNS等で捕獲の方法から捕獲、保護までを告知することで、個々の力を集めて取り組むべきだと思います。(ただし、防除した生体の取引場所の設定が必要になると考えます)</p> <p>絶対にこれ以上の遺棄を増やさないためには、輸入の規制(即時停止)を行い、防除活動を拡大推進することで、更なる外来生物の生息拡大の防止に繋げることができると考えます。</p> <p>本当に、これ以上の遺棄を増やさないために、上記のような配慮が必要だと考えます。よろしくご検討ください。</p>	-	アメリカザリガニ等については、現行法のように一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
51	15	532-537	3(1)	<p>1. 外来種問題への教育・啓蒙活動の充実</p> <p>外来種問題への教育・啓蒙活動の充実は今後より一層重要だと考えます。そのためにも、環境や生物に関わる専門家が、一部の専門的な場所のみで行うだけでなく、学校と地域との連携を通じた社会教育として、児童・生徒や保護者、地域の大人に対し、環境と生物との共存を目的とした教育を通じて、科学的なデータに基づいた事例や対策、考え方をもちと積極的に発信していくべきだと考えます。ご承知の通り、アメリカザリガニは身近な生き物として、現在も子ども達に親しまれ、教材としても活用されている生物です。アメリカザリガニをきっかけに、外来種問題の本質として、なぜアメリカザリガニ(外来種)が問題なのかを子どもや大人に問いかけ、これからその地域環境をどうしていくべきなのかを考えさせる社会教育が必要です。また、アメリカザリガニをはじめ、問題とされる外来種の多くは、その生物が悪いのではなく、管理を怠った人間による人災が原因であることもきちんと伝えていくべきだと考えます。さらに、外来種問題の起こる自然とは、人間が何らかの形で手を加えた自然です。このような環境を、維持しようとするのであれば、継続的な維持管理が求められます。現在の外来種問題はこの点が大眾の方々には理解されていないように感じます。特に、外来種は荒れた環境に強く繁殖力も強いので、人間が管理を怠ったことによって荒れた環境が原因で固有種の減少や絶滅したことを、最後までその環境に生き残った外来種が問題とする一方的なものの方を伝えるメディアの影響も危惧しています。このような偏ったものの方・考え方を専門家や地域関係者がきちんと正し、伝えていく活動が必須であると考えます。</p>	アメリカザリガニをきっかけに、生態系保護・保全だけの観点だけで判断するのではなく、今後の日本の環境教育をはじめ食料・産業資源としての有効活用やそのための管理体制の構築など総合的な視点を含んだ措置をご検討いただきたいため。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	なお、外来種問題に係る人間の責任・配慮、外来種を善悪で捉えることの課題については、1.及び2.(6)等にも記載しているところです。

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
52	15	532-537	3(1)	<p>アカミミガメにおきましては大量の国内飼育状況と40年以上にもわたるとも言われている長寿な飼育生物の扱いとして、まじめに飼育している飼育者の心理的・物理的負担や負荷、環境省事務手続き等にも負荷がかかることを考慮しますと、アカミミガメを発端とする（今後このような生き物の事例の出ることも考慮し）特別飼養許可生物（仮）というような項目を制定し、特定外来種とは扱いを別にするを提案いたします。</p> <p>○現飼育者が飼育不可能となった場合の譲渡の許可（簡素な申請あり 犬猫のような登録制など）</p> <p>○繁殖の禁止 規制</p> <p>○販売の完全禁止</p> <p>○譲渡方法等の積極的な告知（まだ現在 役所ですら私個人に飼育放棄の市民相談への回答をこちらに質問してくださるような状況です もちろんありがたいのですが環境省にもアカミミガメ飼育特設ページの設定を要望いたします）</p> <p>ジモティ、ペットのおうちなどのネットサイト 個人SNSでの発信</p> <p>チラシ、ポスター等での募集など</p> <p>○国からの飼育放棄個体についての動物園での引き取り展示などの要請、呼びかけ</p> <p>○通常の動物愛護法のような逸走の防止義務の飼育者に認知いただく告知</p> <p>○現飼育者への飼育環境及び病院に診察に行く際などの、動物愛護法の逸走防止の周知（運搬時は二重ロックのかかった状態</p> <p>例）洗濯ネットと、ファスナーつきのカバンに入れての運搬等 ←猫の事例を採用</p>	<p>まず、私は一カメ愛好家であり、カメブログ発信者であり、ブログを通じて飼育者活動者やカメ（アカミミガメ、クサガメ）に助けられて今現在自分なりにカメのQOLを考慮しつつ家族としてカメを飼育させていただいている者です。また、2013年以降は 主に関西でのフィールド活動やカメの情報交換会、国内繁殖爬虫類展示即売会イベント（今はスタッフとして参加）などにも参加させていただきながら、おにもカメの命とそれを見守る当事者の気持ちとさまざまな視点から日々向き合ってきて現在に至ります。</p> <p>*****</p> <p>上記意見内容とすこし重複しますが まだまだ国内のほとんどの飼育者さま自身が カメの扱いや生態自体を理解せず、またこのたびの規制に關しての情報不足、理解もないままにただ生物の命が無為に振り回されていると感じています。ハナガメの外來種指定に關しては アカミミガメに先駆けての試験的な実施と聞き及んでおりますが、飼育放棄のカメを引き取っている某爬虫類施設におきましてはまだまだハナガメの飼育者がこの措置を知らずに引き取り依頼が絶えないとの発信もなされておりました。具体数などは存じ上げませんが、もともと飼育者数が少ないであろうハナガメでこのようすでは、アカミミガメがどうなってしまうのかはまさに計り知れず。また、指定されるという告知が2013年に出てからずっと見守ってまいりましたが、やはり、アカミミガメに關しましては新たな法の制定が必須と確信しております。</p> <p>イベントではアカミミガメのノーマル個体の出回りは減少はしましたが、マニア飼育の色変 アルビノ個体などワイルド個体を取り扱っている爬虫類イベントでは見られるとのこと。</p> <p>ただいち早く、ブリーダーは種親を二束三文で売りさばいているとも聞き及んでおります。逆に指定前のかげこみ需要を狙った販売も過去に見受けられました。脱線しますが、個人的にはアカミミガメの規制もですが、外來種、ひいては将来的には生き物の販売はストップしていただきたいと願っています。消費者への認知を進めることがまずは地道なおおきな活動だと感じています</p> <p>以前パブリックコメント時に資料として紙で提出させていただきました資料（アカミミガメ飼育者対象のアンケート）のリンクを貼り付けさせていただきます。ご一読、ご一考いただけると幸いです。</p> <p>アカミミガメ飼育者アンケート<選択編></p> <p>https://blog.goo.ne.jp/pochi3939/e/d72e96d43da67d4efdbea7e5321f3892</p> <p>アカミミガメ飼育者アンケート<自由記入編></p> <p>https://blog.goo.ne.jp/pochi3939/e/f75b3f91c7f6ba8307cf3ba195c3688f?fm=entry_awc</p> <p>一飼育者として、フィールド、動物園、カメ販売イベント、すべてを見守るものとして「アカミミガメと飼育者（命と心）ファースト」な世界の構築を希望します。なお、その実現のための協力努力は惜しみませんのでよろしくお願いいたします。</p>	<p>アカミミガメやアメリカザリガニ等については、現行法のように一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	
53	15	532-537	3(1)	<p>アカミミガメとアメリカザリガニの規制検討に賛同します。ただし、販売等を目的としない一般の飼育者に対しては、環境省が飼育個体を野外へ逸出させないための注意喚起や飼養マニュアル等を提示し、野外の拡散防止に努めて欲しいです。</p>	-	<p>いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	
54	15	532-537	3(1)	<p>今回とりあげられたアカミミガメやアメリカザリガニをはじめとして、既に国内に広く定着する外來種を特定外來生物にする際は、輸入、放出並びに販売又は頒布を規制し、飼養及び譲渡しは許可することが望ましい。ただし、個人と団体の場合での違い、飼養及び譲渡しを届出制にするか等を慎重に議論いただきたい。</p>	<p>アカミミガメやアメリカザリガニ等は生態系への影響が知られるが、一方で教育・文化的価値が見出されてきた背景は否定できず、今なお身近に飼養されている。特定外來生物に指定されることは、大量の遺棄というデメリットばかりでなく、外來種対策において重要な「教育」の機会を奪うことになりかねないと危惧する。人の管理下におかれた生物は、いかなる理由があっても野外環境へ放つことなく、責任をもって飼養することの重要性を説くためにも、今回の検討は重要だと考える。</p>	<p>アカミミガメについては、大量に遺棄される等の深刻な弊害を招かないよう、現行法のように一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。</p> <p>いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
55	15	534-537	3(1)	「一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、輸入、放出並びに販売又は頒布を目的とした飼養等及び譲渡し等を主に規制する等の新たな規制の仕組みの構築や、各種対策を進める必要がある。」とあるが、「段階的に」という文言を追加してはどうか。	アメリカザリガニやアカミミガメは色変わり等の品種改良が進み、業者も存在するため、急速に規制を進めると業者による大量遺棄の懸念が生じる。緩やかに、段階的に規制を進めるのならば、業者にも輸入販売等の事業の撤退をする猶予を与えることになるため、「段階的に」という文言を加えると良い。	具体的にどのような規制の仕組みとするのかについては、今後検討が必要と考えています。このため、原案のとおりとさせていただきます。	
56	15	536	3(1)	新たな規制の仕組みに対する意見で、業者に対する規制の仕組みを作る必要があると考える。まず輸入禁止とし、国内取引については業者による繁殖・取引数の上限を定め、届出を行う方法が考えられる。第一種動物取扱業者では2021年6月1日から「定期報告届出」「帳簿の備付け」が義務付けられたため、これにより業者が保有するアカミミガメの規制については、既存の仕組みを用いれば容易である。	定期報告届出等を義務付けられている業者ならば、アカミミガメを取り扱う業者に対して環境省等の業務の負担も少なくピンポイントに規制を行えるため。また今後アカミミガメの代替種が現れても、この仕組みを流用できるため。	アカミミガメやアメリカザリガニ等については、大量に遺棄される等の深刻な弊害を招かないよう、現行法のように一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
57	15	538-544	3(1)	特定外来生物と近縁種とが交雑した場合に、具体的に規定した組み合わせの交雑しか特定外来生物に指定されない現状（179-182行目）、および外観だけでは種の判別が困難であること事情から特定外来生物への指定見当が進んでいない現状（189-191行目）への対応。これら2点について、特に後者については、観賞用の動植物での流通を在来種の状況（とくに保全上の絶滅危惧状況）と系統的類似性（交雑の生じるリスク）を基準に、積極的な指定を進めてほしい。	国の絶滅危惧IA類のヒナモロコが、おそらく観賞用に輸入されていた台湾等に分布する近縁種のキクチヒナモロコとの交雑により、事実上絶滅に追い込まれた。同じく絶滅危惧IA類のスイゲンゼンタナゴの生息する水系には、海外の個体群に由来すると考えられる近縁別種が放流され、野外での交雑が懸念されている。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
58	15	540	3(1)	外来マカクの交雑の判定について環境省が示す現在の考えは、形態を採用し、遺伝子解析による検査モニタリングは採用されていない。本答申では、今後、外来マカクにおいても遺伝子解析による外来マカク判定と排除を進めるとの理解でよいか。記載が曖昧となっているため、明確に示す必要があると考える。	理由は左記に記載した通り。	御意見の箇所については、特定外来生物の選定にあたっての考え方を記載している箇所であり、選定に当たった交雑の判定に係る基本的な考え方は「特定外来生物被害防止基本方針」において整理するとともに、遺伝子解析等により簡易に判定が可能かについては個別具体的に指定の際に情報収集のうえ判断します。	
59	15	540-542	3(1)	未判定外来生物には、近縁の在来種と繰り返し戻し交配することで、外見上、在来種とほとんど区別が付かない交雑個体も含まれます。「遺伝子解析等により簡易に判定可能な外来生物」と書かれていますが、その基準は示されていません。外来生物法において、遺伝子解析等による判定及び指定を進めるのであれば、現場で利用可能な判定法や判定基準についても同時に整備する必要があると考えます。	アカゲザルやタイワンザルとニホンザルとの交雑個体は特定外来生物に指定されていますが、形態では判定できない場合があります。このような個体は未判定外来生物として扱われるため、遺伝子解析は有効な手段であると考えられます。これらの交雑個体について、実効的な監視体制を検討する必要がありますと考えます。 （出典） 千葉県環境生活部自然保護課（2013）平成20-23年度ニホンザル保護（交雑モニタリング）事業報告書 濱田穰（2013）アカゲザルとニホンザル交雑個体の形態学的指標に基づく判定。霊長類研究 29: 146-151 川本芳、萩原光、相澤敬吾（2004）房総半島におけるニホンザルとアカゲザルの交雑。霊長類研究 20: 89-95 川本芳、川本咲江、川合静、白井啓、吉田淳久、萩原光、白鳥大祐、直井洋（2007）房総半島に定着したアカゲザル集団におけるニホンザルとの交雑進行。霊長類研究 23: 81-89 大澤浩司（2013）アカゲザル問題についての千葉県の取組。霊長類研究 29: 152-154 白井啓（2013）千葉アカゲザル問題の概要と位置づけ。霊長類研究 29:138-142。 白井啓、川本芳（2016）房総半島のアカゲザル交雑対策の現状。霊長類研究 32: 84-86	いただいた御意見は3.（1）の4つめの○を進める際の参考とさせていただきます。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
60	16	543-544	3(1)	<p>タイワンスジオの特定外来生物指定が不当であると考え、規制緩和を訴えます。</p> <p>タイワンスジオの交雑が懸念されているのは沖縄県のサキシマスジオであり本州などには全く関連性がなく、みだりに禁止されているのが現状であります。</p> <p>交雑の懸念で言えば飼育繁殖が容易で国内で恐らく最も広く飼育されているコーンスネークが本州のアオダイショウやシマヘビと交雑していない事から見てわかる通り愛玩飼養によって蛇の生態系に影響を与えておりません。</p> <p>沖縄県でのみ規制するという形でなら問題なく、個人の愛玩飼養されたヘビが国内に定着するというのは非常に考えにくいと思われます。</p> <p>特定外来生物も国内全域で規制する種と、一部地域で規制する種と分けるべきではないでしょうか。また沖縄に生息しているタイワンスジオの県外への持ち出しを許可し、沖縄県内の駆除が活発に行われるようにしていただきたいと思えます。</p>	<p>沖縄県内の種を守るために規制するのは非常に大きなことでしかしながら、南北に長い日本で到底野生下で生きられない生物まで国内全てで特定外来生物に指定するのは経済の発展にも影響をきたすと考えます。</p> <p>タイワンスジオは非常に美しい蛇のひとつで海外ではタイワンビューティースネークとよばれ人気があります。そしてスジオナメラの中では最大種と非常に魅力のあるヘビであります。</p> <p>日本のヘビを守るためとはいえ小さい懸念を守るためにとてつもなく重い規制が掛かっていると思われるので人権と生物保存をしっかりと考えた上で是非柔軟な対応をして頂き、生き物飼育業界とのすり合わせをし緩和にも目を向けていただき、外来種対策を国民で考えるきっかけにして頂きたいと思えます。</p>	<p>タイワンスジオについては、宮古諸島・八重山諸島の在来亜種サキシマスジオとの交雑による遺伝的攪乱だけでなく、サキシマスジオが分布していない沖縄島でも哺乳類や鳥類の捕食など外来生物群集への影響が懸念されていることから、特定外来生物に指定しています。</p> <p>なお、外来生物法では特定外来生物は全国一律での規制対象となります。地域的に大きな被害を及ぼしている侵略的外来種については地方公共団体による対策の促進が必要と考えています。</p>	
61	16	546-552	3(2)	<p>野生化した外来種が動物園等で飼育下にある在来種と交雑する恐れがある地域では、在来種の飼養等についても適切な飼養管理が必要です。展示動物については、動物愛護管理法のもと、飼養及び保管に関する基準が定められています。したがって、動物愛護管理法と連携して、動物園等飼養施設の検査を強化する必要があると考えます。</p>	<p>過去に、二ホンザルとして飼育されていた個体の中に交雑個体があったという事例がありました。これは、当該施設の老朽化により、飼育個体が逸走可能であったり、外来種である野生個体が施設内に入れたりできる状態であったことが原因でした。動物園等の施設内で交雑個体が誕生し、野外に供給されることは絶対に避けなければなりません。</p> <p>(出典) 川本芳, 郷康広, 辰本将司, 梶裕永, 羽山伸一, 丸橋珠樹, 川本咲江, 濱田穰, 山川央, 直井洋司, 萩原光, 白鳥大祐, 白井啓, 杉浦義文 (2017) 千葉県房総半島の高岩山自然動物園でのアカゲザル交雑と天然記念物指定地域への交雑拡大の懸念. 霊長類研究, 33(2): 69-77 清水弟 (2018) 房総の二ホンザル危機 アカゲに加えてカニクイとも交雑か. グリーン・パワー, 2018年11月号: 6-7 動物愛護管理法</p>	<p>引き続き、動物愛護管理法や外来生物法の施設基準が適切に遵守されるように普及啓発や指導に努めます。</p>	
62	16	547-549	3(2)	<p>飼養等許可の申請数が増加し、その手続きに追われて防除に手が回っていない(223-225行目)とのことで、システム改良等により合理化・効率化を進める必要があるとのことであるが、今後も特定外来生物は指定数増加の方向にあり、飼養等許可手続きも増加すると思われる。そもそも飼養等許可手続きのために防除が滞るといのは本末転倒であり、陥ってはならない事態である。飼養等許可に関する部署の人員数を増加させるといった根本的な改善についても必要として追加して欲しい。</p>	<p>手続きの合理化・効率化には限界があり、その対策だけでは不十分と考えられるため。</p>	<p>いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
63	16	550-552	3(2)	オオクチバスが遊漁対象魚として人気が高いことに鑑み、現行法よりも厳しい防除対策を実施しないことを希望します。	私はブラックバス釣り愛好家です。神奈川県相模川と故郷にある埼玉県合角ダムに繋ぐ竿を出しています。今年は既に61日釣りに行きましたが、腕拙く釣り上げたバスは僅か4尾です。相模川には鮎が、合角ダムにはワカサギが多数生息しており、バスも餌には困っていないと思いますが、それでも私には現状でこれしか釣り上げられません。バス釣りは私の数少ない生き甲斐です。アスペルガー症候群を持つ私は、障害者として、職場でもプライベートでもたくさんの差別を受けながら暮らしています。そんな私が、たとえほとんど釣れることがなくても、ほんの一時だけでも、その苦しみや悲しみを忘れて幸せを実感でき、1年に2,3度は、「嗚呼、今日まで自らの命を絶たずに生きてきて良かった」と思うことができるのが、バスフィッシングという営みです。私はルールを守ってバス釣りをしています。相模川でも合角ダムでも、釣ったバスは泣いて馬糞を斬る思いで、頭をへし折って殺しています。人間と違い、私を差別せずに私と遊んでくれ、感動を与えてくれたバスの命を、いつも胸が張り裂けそうな思いで処断してきました。今日まで少しでもバス釣りが続けられる環境を守りたいと思い、私は主に合角ダムでゴミを拾い続けてきました。信じていただけないかもしれませんが、2018年の9月から累計してスーパーでの買い物時にもらえるような大きなレジ袋で200袋以上のゴミを拾い続けました(昨年に200を超えてから数えることをやめたので、今はもう少し多いと思います)。釣りゴミも、レジャーゴミも、家庭ゴミも関係なく、今日まで拾い続けました。特に、郷里では仕事を得られないがために、遠く相模原へ移り住むことが決まってから、実際に郷里を離れるまでの約3ヶ月は、朝マヅメ以外のすべてを捨ててゴミを捨てていました。具体的な量まではわからないかもしれませんが、秩父漁業協同組合へお訊ねくだされば、私の取り組みの一部でも、偽りでないことを証明して下さると思います。それもひとえに、私の生き甲斐である、バス釣りという営みを守らんがためでした。バスが生きている限り、生じ続ける在来種減少の問題や、コクチバスの密放流と思しき拡大、あるいは立ち入りや遊漁を禁じられた場所ですすバス釣り人の存在など、様々な問題があることは承知しております。私も特に無法者たる一部のバス釣り人が引き起こす問題に関しては、特に心を痛めています。また、己の思いが釣り人としての自己本位な願望であることも承知しております。それでも、バスフィッシングは私にとって文字通りの「生き甲斐」です。今や様々な魚釣りに関するメディアで語られることですが、昔ほど容易にはバスが釣れなくなったというのはよく聞くことですし、何より私の見窄らしい釣果がその証左であると存じます。オオクチバスの特定外来生物指定時における、これ以上のバスの密放流を防止をせねばならぬという判断は必要なことであつたと存じますので、そうした意図に基づいた現行の法規制はやむなしと思いますが、そもそもオオクチバスの絶滅を企図し、バス釣りという営みを絶えさせることだけは、どうかご容赦いただきたく、伏してお願ひ申し上げます。	オオクチバスは外来生物法に基づく特定外来生物に指定されており、生態系等に係る被害の防止のため防除を行うこととしてしています。	
64	16	550-552	3(2)	第五種共同漁業権は、10年ごとに「更新」ではなく「切り替え」が行われる。外来生物法施行時においては、既存の漁業権魚種であったため生業の維持を目的とした許可(湖全体を特定飼養等施設とみなす特例)は妥当であったが、切り替えにおいては、新規の漁業権の申請であることから、この特例は認められるべきではない。	今回の第五種共同漁業権の免許切り替えが2023年に迫ってきており、方針を明確にする必要があるため。前回の免許切り替え時には、指摘が遅く対応が間に合わないということであった。また、オオクチバスの特定外来生物指定から既に15年以上が経過しており、特定外来生物に依存しない運営体制に切り替えるための十分な時間があつたと考えられるため。	生業の維持については、「特定外来生物の指定の際現に営んでいた特定の業活動を引き続き実施すること」であり、同一性のある特定の業活動については、生業の維持を目的とした許可の対象となり得ます。また、同様の考え方により、第五種共同漁業権に係る特定飼養等施設等の特例についても適用され得ると考えます。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
65	16	556	3(3)	特定外来生物以外の外来種対策の推進が記載されている一方で、日本における輸出時に、海外の外来種問題を引き起こす要因の解消については、記載されていない。 水際対策として、海外における輸出時の対策強化を求めるのであれば、日本も同様に輸出する際に具体的にを行う対策を定めるべきである。	他国においても、輸出に関する具体的な行動指針などについて記載されている戦略案はあまりないが、輸出時の対策強化と他国との連携の重要性は指摘されている。 https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/455526/gb-non-native-species-strategy-pb14324.pdf	日本の生物が海外で外来種問題を引き起こすこと、その責任と配慮については、1.に記載しているところであり、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
66	16	558	3(3)	賛成。ヒアリが定着してしまった場合の経済コストを考慮すると、予防的対策は重要。荷主や物流事業者の協力を得られる実効的な体制構築に合わせて、協力した場合には利益が得られる仕組みを構築すると理解が得られやすいかもしれない。	-	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
67	16	570	3(4)	多くの場合、導入後の外来種は指数関数的に増殖する。外来種が定着した後でも早期に十分強力な対策を行って根絶や低密度管理を達成することで、被害総額と対策費用総額を抑えられる上に、根絶等の対策目標の実現可能性も高くなる。外来種の導入が確認された地域では、一般人頼りでなく地方公共団体が主体となって迅速にその種の分布調査や防除事業を行う必要があり、そのために十分な額の資金を迅速に投入しなければならない。そのための仕組みを法律に盛り込むべきである。例えば、新たな外来種に導入された時のための予算を事前に組むことを義務付ける、侵略的外来種が発見されたときに緊急的に他の予算を外来種対策にあてられる制度を作る、などの改善ができるのではないかと。	ブラジルチドメグサはよい例である。特定外来生物に指定されているブラジルチドメグサは、極めて高い増殖力をもつ。佐賀県では農業被害が出てから本種などの駆除を開始して、数千円規模で対策を行っている。一方で、福岡県久留米市の高良川などでは、早期の防除活動により根絶したと考えられる事例も見られる。外来生物確認後、早期に予算設定や対策が行えるような行政上の仕組みが必要である。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、防除に要する資金の確保等については、3.(4)の5つめの○に記載しているところです。	
68	16	570-590	3(4)	防除マニュアル等が作成、公開されている特定外来生物について、そのマニュアルに沿って防除を行う際の補助金支給、マニュアルに沿った防除手法を現地で助言できる人材の育成と派遣体制の構築・整備、漁業調整規則で制限されている漁具漁法の防除目的での使用について全都道府県一律で特別採捕許可の対象と認める旨を規則に明示するよう水産庁長官通知を出す、といった、より積極的な防除推進、支援策を講じる必要がある旨追記して欲しい。	広域に定着しているもの等、何種かの特定外来生物については、防除マニュアル等が作成、公開されており、それに基づいた効果的な防除が推奨されているが、それらを実施するためには初期投資が高額であったり、許可申請が複雑であったりするなど問題も多く、それらが律速となって活用されにくくなっていると考えられるため。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
69	16	570-590	3(4)	12頁423-429行目に、緊急対策外来種に区分されながら対策が進展していないものが存在するという課題が示されています。さらに、「外来種被害防止行動計画」の見直しが十分に進められていないと指摘されています。緊急性が求められるものについては、行動計画を見直しと、それを実践できる体制づくりが必要であると考えます。よって、房総のアカゲザルの現状、課題と今後の措置について加筆していただきたい。	アカゲザルは「生態系被害防止外来種リスト」において緊急対策外来種に指定されています。また、「外来種被害防止行動計画」の中で、房総半島に生息するアカゲザルについて、「交雑が広範囲に拡大すれば「高岩山のサル生息地」として国の天然記念物にも指定されている地域に生息するニホンザルの遺伝子の固有性が失われ、さらには地域個体群の絶滅につながる危険性があります」と指摘されています。千葉県では、「千葉県の外来生物リスト2020年改訂版」においてアカゲザルを緊急度A（緊急度が非常に高い）に指定し、千葉県アカゲザル防除実施計画を推進しています。しかしながら、現在、房総半島に生息するアカゲザルとニホンザルの交雑は大変深刻な状況です。国、地方自治体等、各主体の協力体制を強化して対策を進めるとともに、アカゲザル問題の現状認識を共有する必要があると考えます。 (出典) 白井啓, 川本芳 (2011) タイワンザルとアカゲザル：交雑回避のための根絶計画。「日本の外来哺乳類」(山田文雄・池田透・小倉剛編), 東京大学出版会, pp.169-202 森光由樹, 半谷吾郎, 川本芳 (2019) 絶滅が危惧されるニホンザル地域個体群とは何か? 地域絶滅と交雑問題から考える. 霊長類研究35: 100-101 白井啓 (2006) 外来サル類によるニホンザルの遺伝子攪乱を防ぐ対策を進めよう. 自然保護493: 8-9 白井啓 (2013) 千葉アカゲザル問題の概要と位置づけ. 霊長類研究 29:138-142. 白井啓, 川本芳 (2016) 房総半島のアカゲザル交雑対策の現状. 霊長類研究 32: 84-86 白井啓, 森光由樹, 川本芳 (2018) 和歌山タイワンザル「群れ根絶の報告」と千葉アカゲザル問題「現状と課題」. 霊長類研究 34: 180-185 川本芳, 川本咲江, 濱田穂, 山川央, 直井洋司, 萩原光, 白鳥大祐, 白井啓, 杉浦義文, 郷康広, 辰本将司, 梶裕永, 羽山伸一, 丸橋珠樹 (2017) 千葉県房総半島の高岩山自然動物園でのアカゲザル交雑と天然記念物指定地域への交雑拡大の懸念. 霊長類研究 33: 69-77 丸橋珠樹 (2013) 千葉県のアカゲザル問題：管理の目標設定とロードマップ. 霊長類研究 29:159-163 大澤浩司 (2013) アカゲザル問題についての千葉県の取組. 霊長類研究 29:152-154 千葉県環境生活部自然保護課 (2020) 千葉県の外来生物リスト2020年版 環境省, 農林水産省, 国土交通省 (2015) 外来種被害防止行動計画 生物多様性条約・愛知目標の達成に向けて 環境省, 農林水産省 (2015) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト	外来種被害防止行動計画の見直しについては、3. (5)の1つめの○に記載しているところです。 また、御意見を踏まえ、2. (4)について、「房総半島のアカゲザルやその交雑個体による在来種への影響が引き続き生じており、令和2年には「房総半島のホンダザル」が環境省レッドリストに「絶滅のおそれのある地域個体群」として掲載されるに至る」と追記します。	○
70	16	571-574	3(4)	115-122行目(1.はじめに(外来種対策をめぐる主な動向))において、アライグマについて外来生物法と鳥獣保護管理法の効果、メリット・デメリットを整理し、総合的な取組を検討すべきと記述されており、これを受けての該当箇所の記述と思われるが、魚類についても同様に外来生物法と漁業法について整理し、市町村や河川管理者、漁業協同組合等に適切な選択が出来るよう支援する必要があるため、該当箇所において、「鳥獣保護管理法及び漁業法をはじめとする関連諸法令との」と漁業法についても明示していただきたい。	特定外来生物のうち魚類の防除活動を行うにあたって、漁業法や各都道府県の漁業調整規則、各漁業協同組合のルールによって適した漁具漁法を使えない、あるいは使うための手続きのハードルが高いケースがあるため。	御意見の箇所については、1. の総務省指摘の事実を踏まえた記載としているため原案のままとさせていただきますが、いただいた御意見は関連諸法令との連携・調整を進める際の参考とさせていただきます。	
71	16-17	571-577	3(4)	防除の推進に当たっては、重要な情報の整理と発信等、ここに記されていることだけでなく、防除の実施によって得られる効果についても評価を行い、今後改善すべき点などをフィードバックして、防除を順応的に進展させる仕組みが必要である。	-	御意見を踏まえ、3. (4)の1つめの○について、「○効果的な防除手法や優良事例、防除によって得られた効果や改善点、地方公共団体との連携方法、…」と修正します。	○

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
72	16-17	571-581	3(4)	定着した外来種、特に広域に定着している外来種対策において不足しているのは現状の整理・分析や情報提供ではなく、様々な社会的要因によって効果的な防除体制が構築できていないことにある。外来種防除の情報・技術的側面も重要だが、外来種防除は科学技術的課題のみならず、社会的・政策的課題であることを忘れてはならない。外来種対策のHuman dimensionsにも配慮することによって、防除事業の説明責任を果たし、地域での合意形成に資する防除体制の構築を研究者も含めて進めて行く必要がある。	理由は左記に記載した通り。	アライグマ等の現状の整理・分析に当たっては、いただいた御意見も踏まえ、社会的側面も含めて検討し、有効な対策を推進してまいります。	
73	16-17	571-581	3(4)	防除対策の推進について。外来種防除は科学的・技術的課題だけでなく、社会的・政策的課題を含めて検討する必要がある。地域での合意形成や防除体制の構築を地域のステークホルダーが一体となって進める必要がある。	-	各主体の連携については3.(6)の1つめの○に記載しているところです。いただいた御意見は、役割分担や連携の具体的な検討の際の参考とさせていただきます。	
74	16-17	574-581	3(4)	アライグマの生息密度の指標としてはCPUEが有効とされている一方で、実際に算出されている地方自治体は多くはない。捕獲頭数は捕獲努力量にも依存するため、指標として不十分である。外来種の被害は農業被害にとどまらないため、農作物被害金額も指標としては不十分である。 CPUEの算出は生息密度の違いによる順応的管理や防除計画のモニタリングに有効である。 [事例1](渡邊 2021) (略) また、CPUEは量的な評価も可能であり、順応的管理における防除の評価に有用である。たとえば、瑞穂町のCPUEは約4であるが、これは他地域に比べても極めて高い値だとわかる。CPUEを計画の具体的な数値目標とすることで、これまでの定性的な目標設定から脱却できる可能性がある。 [事例2](神奈川県 2016, 千葉県 2021) (略) また、池田・鈴木(2021)は目標捕獲努力量など具体的な目標設定は、 ・防除事業の説明責任、社会的合意形成 ・効果的・効率的防除計画策定 有用であるとしている。 外来生物法第19条では、防除の認定を受けたものに必要事項報告を求められるとある。このように、アライグマ(など)の防除の確認・認定を受けた際にCPUEの報告を求めることで ・より解像度の高い生息状況の把握 ・経時的なモニタリング ・定量評価にともなう地域比較 ・適切かつ具体的な数値目標設定 が可能になると思う	渡邊英之(2021)狭山丘陵におけるアライグマの生息状況. 第26回「野生生物と社会」学会 岐阜大会大会プログラム・講演要旨集:71 環境省自然環境局野生生物課(2014)アライグマ防除の手引き(計画的な防除の進め方) 神奈川県(2016)第3次神奈川県アライグマ防除実施計画 千葉県(2021)第2次千葉県アライグマ防除実施計画 池田・鈴木(2021)フィージビリティスタディを基盤としたアライグマ対策意思決定システムの開発. 日本哺乳類学会2021年度大会プログラム・講演要旨集:143	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
75	17	578-580	3(4)	広域に定着している侵略的外来種について。アライグマなどは各地で協議会や研修会が開催されている(324-326行目)が慣例的に行われている場合が多く、効果的な対策の構築には結びついていないと考えられる。また防除が長期にわたると、被害に対する慣れ・諦念が起きて、実行目的の対策が漫然と継続されて、防除の成果がいつまでも上がらないことにつながるため、数値目標を定めた防除計画を立案し、その実行・見直しを図ることで効果的・効率的な防除に結びつけることが重要である。	-	広域に分布し、被害や分布拡大が継続している特定外来生物の防除については、3.(4)の2つめの○に既に記載しているところです。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
76	17	578-581	3(4)	「○アライグマ」のうしろに「、オオクチバス・コクチバス」を入れる。この項目のうしろに別項目「○オオクチバス・コクチバスについては『利用』が効果を妨げ、分布の拡大を継続させているため、『利用』の側面に対するアプローチが不可欠である。」という一文を加筆する。	オオクチバス・コクチバスが一部、資源として利用されているため、これらの魚類が特定外来生物であることの重みが伝わらず、利用が続き、対策が効果を上げていない現実が続いていると思われるため。	オオクチバスの利用に関する事項としては、密放流の対策のため、3.(6)の2つめの○にあるとおり、外来生物法の遵守について記載しているところであり、まずはこの取組を進めて参りたいと考えています。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
77	17	582-585	3(4)	動物から植物まで多岐にわたる特定外来生物のうち、野外において生息する状況が積極的に利用されている点で、とりわけオオクチバスとコクチバスは他の特定外来生物と大きく状況が異なっており、数ある特定外来生物のなかで意図的な野外放出の継続による分布拡大している点が際立っている点でも特別な対応が必要であることは、釣魚として人気種である両種に対する外来生物法の違反行為の撲滅が求められる(359-363行目)と指摘されているとおりである。もともと捕獲直後の外来生物個体をその場で放出する行為は哺乳類等での錯誤捕獲への配慮として、現状を悪化させない行為という解釈で容認される運用となっており、これが魚類にも拡大適用してキャッチ・アンド・リリースという行為が規制を受けないことは、両種の特定外来生物への指定に対する受益者からの反発を和らげる役割もあった。しかし、外来生物法施行後15年以上が経過し、両種が特定外来生物に指定されている事実も利用者である釣り人には十分に認知されていないと推測され、また意図的な放流という違法行為が継続している現状には、周知・啓発の不足だけでなく、特定外来生物を意図的に狙って釣りという行為で捕獲し、それをリリース(再放流)という野外への放出行為が無規制で容認されている状況が、大きく影響しているものと考えられる。	釣りという捕獲行為は、うまく運用すればそのまま個体の除去に直結する有効な防除手段の一つであると期待され、一部の地方公共団体においては、すでに条例や漁場管理委員会指示でリリース行為が禁止されている。答申素案にも提言されているオオクチバス・コクチバスに対する「違法行為の撲滅」に向け、その利用に関しても一定の制限を加えることは、周知啓発効果を高めるだけでなく、利用を抑制する効果も期待されることから、ぜひとも運用面での検討をお願いしたい。	いただいた御意見を踏まえ、引き続き、3.(6)にあるとおり普及啓発や周知、理解の増進にも努めて参ります。	
78	17	582-590	3(4)	「多様な主体による防除のさらなる推進」「費用については、公的な資金のみならず(中略)クラウドファンディングなどの資金調達等も含め」との記述があるが、特定外来生物の防除は、外来生物法第十一条において「特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長(以下「主務大臣等」という。))は、この章の規定により、防除を行うものとする。」とあり、防除の第一義的主体が主務大臣および国の関係行政機関の長であることは明白である。第十八条(主務大臣等以外の者による防除)にも示されているとおり、国以外の主体が携わることが防除の効果を高めるために有用であるが、あくまで第一義的には国が率先して行うべきであり、少なくとも現場で被害を受けている漁業者や農業従事者に主体になることを強制するような対応をすべきではない。そのことを2.(4)に明記して欲しい。特に「公的な資金のみならず、(中略)クラウドファンディングなどの資金調達等も含め」の文言は、特定外来生物の防除費用を公的資金から防除従事者の自努力へと転換させることを勧めるような書きぶりであり、「公的資金によることが大前提であるが、それ以外に・・・」といった表現に修正を希望する。	特定外来生物、特に農作物や漁業被害をもたらすものについて、「被害を被っている関係者が自ら防除するのが本来だ」「やりたい者がやれば良い」「被害者が自ら防除しないのは困っていないからではないか」といった誤った認識が散見される。外来生物による生物多様性への悪影響を、防除により取り除き復元することは、長期的にみて国民あるいは人類全体の福祉に貢献する行為であり、我が国も生物多様性条約に批准していることから、その認識を国家レベルで共有している。また、短期的に見た場合に外来生物の防除は大きなコストがかかる一方で、金銭的収入には直結しないため、民間等の営利団体による実施は期待すべきではない。すなわち、原則として公的資金に基づいて実施されるべきものであるため。また、国が率先して外来生物防除を行うことは、国民に生物多様性国家戦略やSDGsの認知度の向上と意識改革を促すためにも必要と考えられるため。外来生物問題や生物多様性保全の問題は、直ちに直接的に影響を受けるものだけでなく国民全体の問題であることを強く啓発する必要があるため。	御意見を踏まえ、3.(4)の5つめの○について、「防除に要する費用については、より多くの公的資金の確保が必要であるとともにのみならず、一部の地方公共団体が実施しているクラウドファンディングなどの資金調達等も含め、…」と修正します。	○
79	17 18	582-587 614-639	3(4) 3(6)	末端の担当者が適切に致死処置できるような指導・訓練・研修の機会を、環境省及び都道府県レベルで設け、例えば、獣医師会や野生動物専門獣医師によるセミナー等も考えていくべきだと思います。殺処分方法が残酷であれば、担当者のインセンティブも上がらないからです。 ただし、17頁の薬剤使用の仕組みについては難しい側面もあるのではないかと考えると、手法についてそれしか書かれていないのは不足していると感じました。外来種の駆除の際に、獣医師が駆けつけて麻酔等を注射投与する体制がとれるかどうかは、捕獲された場所までの距離・時間や地元獣医師の多忙さ、また箱篋の中で興奮している野生動物への注射スキルなど難しい側面もあると思うのです。もちろん、それができればベストですが。 他にも、炭酸ガスの適切な利用方法などについても検討し、獣医学的な見地に基づいて担当者へのセミナー等を行うべきではないかと考えます。(参考情報：LAB1021 2020年5月号 pp.35-36 久原孝俊「動物の安楽死に関する米国獣医師会のガイドライン2020年版」炭酸ガスの使用方法に関する説明レポート) いずれにせよ、環境省の野生生物小委員会にも、野生動物に関する獣医師資格を持つ委員や、獣医師会所属の動物福祉に詳しい委員が増えることを期待したいと思います。	-	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、3.(4)の4つめの○の「防除の際に必要なに応じて適切な薬剤を迅速に使用できる仕組みを検討する必要がある」については、植物や昆虫類等に対しての野外での薬剤散布等を念頭に置いています。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
80	17	588-590	3(4)	地方自治体における防除資金不足は極めて深刻な状態にあり、地域の外来種の状況や問題を把握していても、資金不足により対応ができていない地域も多い。防除のための資金調達において、クラウドファンディングやSDGsへの企業の参画等の工夫も必要だが、そもそも公的資金の増大は必要不可欠である。これらを踏まえ、該当部分を「防除に要する費用については、効果的対策が実施できるよう、公的資金の増大が不可欠であるとともに、公的資金のみならず、一部の地方公共団体が実施しているクラウドファンディングなどの資金調達等も含め、多様な仕組みの活用を推進する必要がある。」などと修文してはどうか。	理由は左記に記載した通り。	御意見を踏まえ、3.(4)の5つめの○について、「防除に要する費用については、より多くの公的資金の確保が必要であるとともにのみならず、一部の地方公共団体が実施しているクラウドファンディングなどの資金調達等も含め、…」と修正します。	○
81	17	588-590	3(4)	・防除に要する費用について 地方自治体における防除予算の不足は、法律施行後、慢性化している。国は、生物多様性国家戦略の重要課題として外来生物対策の意義を明確に示し、予算確保を推し進める必要がある。その上でクラウドファンディング等の多様な仕組みの活用を述べるべきである。	-	御意見を踏まえ、3.(4)の5つめの○について、「防除に要する費用については、より多くの公的資金の確保が必要であるとともにのみならず、一部の地方公共団体が実施しているクラウドファンディングなどの資金調達等も含め、…」と修正します。	○
82	17	592-612	3(5)	個体群間移植も含めた国内外来種は、地域や分類群によっては、特定外来生物と同様に大きな被害をもたらしている、あるいはもたらすおそれがある。これらの被害を防止するために早急な国内外来種対策の強化が必要である旨を新たに加えて頂きたい。	-	3.(5)においては国内由来の外来種も含めた特定外来生物以外の外来種への対策について整理しており、特に国内由来の外来種への対策の強化については、島嶼地域を中心に早急に対策を強化していくべきことなどを記載しています。いただいた御意見を踏まえ、3.(5)の1つめの○について、趣旨の明確化のため、「特定外来生物以外の侵略的外来種（国内由来の外来種を含む。以下、この(5)において同じ。）」についての理解を促進し…」と修正します。	○
83	17	592-612	3(5)	外国産在来緑化植物の輸入・使用は在来集団への遺伝的攪乱のリスクに加えて、輸入種子に混入する外来植物等の非意図的な侵入・定着が生じること踏まえ、外来生物法の対象生物の範囲を外国産の在来生物（国内の在来生物と同種とされるが、外国産であるもの）にも拡大するなどして、外国産在来緑化植物の使用を規制することができないかご検討をいただけませんか。	参考文献 日本緑化工学会（2019）生物多様性保全のための緑化植物の取り扱い方に関する提言2019. 日本緑化工学会誌 44(4): 622-628.	本答申案では、導入によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む。）を外来種として定義し、これを対象に整理を行っております。御意見のような点についても課題と認識しており、対策について検討してまいります。	
84	17	595	3(5)	「外来生物法と紐付け」の実現を希望するとともに、この場合の「・・・紐付ける等」とは行政用語と思われるが、一般にもわかるように記述すべきである。	理由は左記に記載した通り。	いただいた御意見を踏まえ、3.(5)の1つめの○について、「外来生物法と紐付け関連付ける等」と修正します。	○
85	17	597-600	3(5)	ノネコ（ノラネコ、地域ネコなども含む）は、特に島嶼地域では在来動物の捕食など深刻な影響を与えており、地域を限定して特定外来生物に指定することを検討してはどうか。	<参考資料> Azumi S, Watari Y, Oka N, Miyashita T (2021) Seasonal and spatial shifts in feral cat predation on native seabirds vs. non-native rats on Mikura Island, Japan. Mammal Research 66: 75-82. https://doi.org/10.1007/s13364-020-00544-5 長谷川雅美 (2017) 伊豆諸島におけるイタチ導入：歴史と事実と教訓. Mikurensis—みくらしの科学— 6: 56-61. https://mikura-isle.com/pdf/mikurensis2017/56-61.pdf	外来生物法では特定外来生物は全国一律での規制対象となり、御意見の点については法制的課題があると認識しています。 地域的に大きな被害を及ぼしている侵略的外来種についての地方公共団体による対策の促進が必要と考えています。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
86	17	597-600	3(5)	現在奄美大島において、アマミノクロウサギなどを守るという点からノネコの駆除政策が行われているが、動物愛護団体より、駆除が実態として行われていないに等しいこと、また、にもかかわらずアマミノクロウサギの個体数が増えていることが好評されている。こちらの真偽を検証し、無用な税金使用及び殺処分をやめることを検討するべきと考える。	「公益財団法人どうぶつ基金」のホームページ	奄美大島においては、奄美大島固有の生態系の保全を目的に環境省・鹿児島県・奄美大島5市町村が共同で「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」を策定し、連携してノネコ対策とその発生源対策に取り組んでいます。アマミノクロウサギについては、マングースの防除事業などの効果もあり生息数が増加傾向にあるようですが、ノネコによる捕食は続いており、ケナガネズミやアマミトゲネズミなどその他の固有種・希少種に対するノネコの捕食による影響等も踏まえ、継続して管理計画に基づく対策を実施していく必要があると考えています。	
87	20	600行目の後	3(5)	600行目の後に以下を追記 飼い猫は、ノネコに劣らず、特に地上性の野生動物や野生鳥類の生存や繁殖を昼夜を問わず脅かし、ひいては野良猫、ノネコの個体数増加をもたらす懸念がある。そのため、国立公園特別地域及び特に猫による捕食から保護すべき種（各種の野鳥、ニホンリス、ヤマネ、爬虫類その他）が生息する地域においては、猫の屋内飼育に向けた普及啓発を強く推進し、地域の事情に応じて屋内飼育の義務付けも検討するべきである。	-	一部の自治体では条例によって飼い猫の室内飼育を含む適正飼養を推進していると承知しているとともに、環境省でも猫の室内飼育を推進しているところですが、いただいた御意見についても今後の施策の参考とさせていただきます。	
88	17	601-603	3(5)	産業管理外来種は産業利用があるために、その利用において適切な取り扱いを進めることで管理をしていくとする外来種であり、あくまでも産業利用以外の野外での生息・生育が限定的で産業利用での対策で適切な管理ができると考えられることが前提で、3種が選定されている魚類の取り扱いについて、水産庁でも「水産分野における産業管理外来種の管理方針」を策定しているところである（420-423行目）が、この方針に沿った取り組みの実施状況については公開されていない状況にあり、現状の把握と公開が求められる。また、産業管理外来種と評価された魚種3種のうち、とりわけブラウントラウトについては、産業管理外来種ではなく総合対策外来種として評価し、また意図的な野外放出を禁ずる特定外来生物への指定を検討すべきである。	ブラウントラウトに関しては全国的に意図的な放流による分布水域の拡大が顕著で、具体的な生態的影響も明らかにされている一方、漁業権魚種として産業管理されている水域はごく一部に限られている。こうした状況から判断して、産業利用での管理の推進で本種の適切な管理ができないことは明白である。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
89	17	608-612	3(5)	局所的な固有種が多い環境として、陸域環境の島嶼と並んで水域環境の湖沼は外来種問題が顕在化しやすいことが指摘されている。特に琵琶湖は日本で唯一、世界でも有数の古代湖で固有種が多く、陸域環境の島嶼としての南西諸島、小笠原諸島と並んで、水域環境の湖沼としての琵琶湖も、対策がとりわけ必要な環境として例示してほしい。	琵琶湖保全再生法によって特定外来生物オオクチバスとオオバナミズキンバイを例示したうえで積極的な外来種対策の必要性が謳われているが、環境省内では国立公園でも保護区でもないという理由で、特定外来生物の防除活動に積極的に取り組みにくい事情を仄聞する。特別の法律で特定外来生物への対策において国による支援が明記されていることに鑑み、積極的な対策の必要性が求められる状況にある特別な場所であることから、淡水環境の代表的な水域として例示したうえで、積極的な対応を進めていただきたい。	ここでは、世界自然遺産地域を代表的な例としてあげています。上記の趣旨から原案のままさせていただきます。	
90	18	614-620	3(6)	関係省庁の連携強化の必要性についてはそのとおりで、例えば特定外来生物チャネルキャットフィッシュが環境省の単独管轄であることから水産庁では対応しないといったことの無いようにする必要がある。	特に漁業においては、野生生物（天然水産物）を直接採捕して成り立っていることから、その対象が生態系に影響を直接的に受ける生物群集その者に依存していることを再認識する必要があり、その氏認識に立てば、所轄省庁など関係無く悪影響が及ぶことは自明であるため。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
91	18	616-617	3(6)	多くの外来種・侵略的外来種が定着してしまった現在では、必要最低限の侵入への対策や防除をすとも、生物多様性をより回復させるように様々な対策を行っていく必要がある。必ず行わなければならない取組のほかに、行うとよい取組も明文化することで、それぞれの主体を活性化できると考える。 また、定着した外来種の駆除などによる個体数管理は、義務ではなく可能な取組に過ぎないかもしれないが、長期的で科学的な計画と実行が必要であるから地方公共団体が率先して行うべきである。	-	国や地方公共団体等の役割分担については、3.(6)の1つめの○にも記載をしているところですが、いただいた御意見は、役割分担や連携の具体的検討の際の参考とさせていただきます。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
92	18	621-626	3(6)	<p>2. 外来種の資源活用</p> <p>私は外来種問題に取り組む際、教育・啓蒙活動以外に大切なこととして、生態系保護、保全のために駆除した生物は、殺処分が終わるのではなく、持続可能な資源としての活用を考えることが重要な視点であると考えます。資源としての活用を考えるためにも、駆除と同時に、生態系に影響を及ぼさない閉鎖系の中での養殖（産業用）や、人や動物への利活用を考えた規制のあり方がとても重要だと考えます。中でも昔からアメリカザリガニを食べ物として提供している飲食店や食用として養殖している方々の生業への影響を危惧しております。</p> <p>その根拠となる考えとして、世界的に見れば、アメリカザリガニは食用資源です。日本では茨城県つくば市など多くの地域で食べられています。最近では、中華料理店でも見かけます。ザリガニはとても美味しい食材です。またザリガニは高タンパクな食材で、有用物質も含んでおり、今後、日本における代替タンパク源としても貴重な生物です。現在、昆虫食が世界的に注目されており、未来の食料開発として、フードテック革命が起こっています。そのため、コオロギなどの昆虫食が日本でも注目されています。コオロギも外来種でありながら、代替タンパク質として注目されていることから、ザリガニも同様に日本の新たなフードテック資源として活用し、国内のみならず、世界人口増加に向けたタンパク質確保の観点からも、国外への食資源や動物飼料としての可能性を大いに秘めています。またザリガニの殻は、繊維の原料、肥料としても活用できます。赤い色素はサプリメントや化粧品にも活用でき、捨てる場所のない環境負荷低減の資源としても有用です。</p>	アメリカザリガニをきっかけに、生態系保護・保全だけの観点だけで判断するのではなく、今後の日本の環境教育をはじめ食料・産業資源としての有効活用やそのための管理体制の構築など総合的な視点を含んだ措置をご検討いただきたいため。	アメリカザリガニについて、具体的にどのような規制の仕組みとするのかについては、今後検討が必要と考えております。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、駆除した外来生物を資源として活用することは有効な面もありますが、資源として流通や販売を促進することで外来種の維持や増殖につながるおそれがある点に留意が必要であると考えます。	
93	18	630	3(6)	<p>賛成。誤った理解をされかねない（例：川に生き物を放流するのは良いこと）教育が行われていることが散見されるので、元の生息域以外の環境に動植物を放さないという前提が共有されると望ましい。また、普及啓発のための取組みとして、原則として生き物を放す行為を行政による補助事業の対象にしないと取り決めるのはどうか。（放流養殖といった水産業態、コウノトリのように専門家の監修のもと行われている事業は可）</p>	-	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
94	18	630-639	3(6)	<p>3. 飼育環境の管理のあり方</p> <p>これまでお伝えしてきた資源として活用するためにも、ザリガニの管理は重要であると考えます。家庭のペットとしては、学校や地域の社会教育での活動を通じ、地域で生き物や環境に対するモラル教育を実施していくことが大切だと思います。資源としての産業利用としては、国もしくは地域の自治体への申請や管理施設のチェック、管理者講習を行い、生態系に影響を及ぼさない施設や場所で、守るべき自然との区分けをきちんと行い管理することが、地域の自然環境の保護、保全につながるだけでなく、その地域の産業にもつながると考えます。</p>	アメリカザリガニをきっかけに、生態系保護・保全だけの観点だけで判断するのではなく、今後の日本の環境教育をはじめ食料・産業資源としての有効活用やそのための管理体制の構築など総合的な視点を含んだ措置をご検討いただきたいため。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
95	18	630-639	3(6)	<p>外来種問題について、国民全体への啓発が重要で、特に学校教育が重要であることは論を待たない。その際、外来種、特に国内由来の外来種への対応について、「生き物の野外放出」そのものに国内外の外来種の導入、病気の伝播、遺伝的攪乱など生物多様性の維持や保全に反するリスクが存在することから、外来種の問題性とあわせ、生き物の野外放出そのもの問題について啓発を進めることが必要である。特別な資格者が科学的根拠に基づいた入念な計画に基づいて行うもの以外の野外放出はすべて問題行為であるくらいの認識を国民が持つようにすべきである。</p>	「生き物を放すことは良いことだ」の認識からの脱却が無い限り、悪意や特定目的による意図的な放流ではない「可哀想だから」「飼いきれないから」といった悪意のない意図的な野外放出による外来種導入を食い止めることが出来ないため。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
96	18	634-636	3(6)	<p>「小学校でアメリカザリガニを飼育教材」にしている問題について、「早期からの教育との連携が必要」という結び方は、あまりにも漠然とした表現で対策として不十分ではないかと考えます。例えば、「飼育動物をアメリカザリガニではなく、代替種へ転換することを関係主体に働きかける」といったより具体的な対策を明記して欲しいです。</p>	-	代替種の転換だけでなく、アメリカザリガニの生態系等への影響に係る教育など様々な内容が考えられることから、このような記載としています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
97	18	641	3(7)	<p>外来生物に関する処置や対策には、市民を含め地域一丸となって取り組む必要がある。まず、分布が拡大して増殖してしまった外来生物の駆除には、市民も協力して駆除に取り組みなければ、膨大な資金と時間が必要となってしまう。また、市民研究の特徴として、研究者ほどの正確性はないかもしれないが、継続性に長けており、地域で暮らしているからこそ些細な変化に気づける点が挙げられる。上手く活用出来れば、こうした特徴は移入した外来生物の動向を把握するにも、新たな移入種を発見するにも大きな力となりうる。また、市民調査を集合させれば広域の調査データを得ることも可能である。このことから、外来種に関する調査研究は研究者だけでなく、市民も参画しやすい体制やつながりを作っていく必要があると考えられる。</p> <p>しかし、現状としては『いきものログ』などの手軽なオンライン投稿サイトはあるものの、少なくとも私の身の回りでは使われておらず、さらなる改良と広報が必要であると考えられる。また、『いきものログ』は、インターネットツールであるために、高齢者などは扱いづらく、市民の調査データや研究を活用しきれていないとは言えず、研究成果等はこのような投稿サイトでは公表することができない状況である。</p> <p>私の暮らしている埼玉県草加市では、『そうか生きもの調査』という、市民調査を実施している。そこでは、市民が個人で調査したデータを提出するだけでなく、調査員で集まって行う集合調査や『いきものだより』という会報のようなものを発信している。市民は集合調査やいきものだよりを通じて、生き物に詳しい人とのつながりや、生きものについて知ることができ、市民研究を行っているような人は研究成果をいきものだよりで発表することができる。自治体はその調査結果を元に、自然環境の動向を知ることができ、いきものだよりを通して外来生物に関する協力的等を伝達することが出来る。しかし、このような取り組みは豊田市やなごや市などの一部の自治体でしか行われておらず、自治体と市民、市民と市民同士のつながりが希薄で、自治体の活動に協力的な市民や市民同士で学びあえる機会が少ない現状がある。</p> <p>そこで、今回の今後講ずべき措置案には、自治体で市民参加型の調査活動や、調査データや研究発表する機会の設置、必要な研究テーマのリストアップ等の計画を、手法や数値なども用いて、具体的に組み込むべきであると考えられる。また、市民を巻き込んだ更なるデータ収集や外来生物対策を活発にしていくために、素案の16ページ547行目にもあるように、『いきものログ』などのツールもさらに活用できるように改良を重ねていく必要があると考える</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動の意義 http://www.env.go.jp/nature/report/h20-01/chpt4-1-1.pdf オンライン投稿ツール事例 https://ikilog.biodic.go.jp/ 市民参加型調査に取り組む自治体事例 <p>草加市： http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1701/030/010/010/040/PAGE00000000000053060.html</p> <p>豊田市： https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kankyousizen/1003866/index.html</p> <p>名古屋市：http://bdnagoya.jp/survey/index.html</p>	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
98	18	642-645	3(7)	外来種に関する調査・研究・事業成果のデータベースを構築することで、市民にも広く情報共有の推進が図れるのではないだろうか。	理由は左記に記載した通り。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
99	18	642-645	3(7)	(7) 調査研究の推進：侵略的外来種の現状把握等 外来生物の早期・効率的発見技術として、AIやIoTの活用を促進するために、オープンな画像データベースの構築に向けた取り組みが必要とされる。	—	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
100	18	646	3(7)	「○標本作製・・・」を「○標本作製等・・・」に修正すべきである。	単に標本作製だけに限定すべきでないため。	御意見の箇所については、既に「標本作製のための特定外来生物の植物の運搬など」と記載しているところであり、ここで記載している目的は一例と考えております。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
101	18-19	646-649	3 (7)	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止 に関する法律の施行状況等を踏まえ、今後講ずべき必要な措置について（素案）」に記述のある「標本作製のための特定外来生物の植物の運搬など、特定外来生物の現状把握や対策検討に資するデータ収集等の妨げとなっている規制について、生物種の特性を踏まえ、調査研究の妨げとならず、かつ明確な運用ができるようにする必要がある。」の箇所について。 特に特定外来生物に指定されている種を含むが現地での同定が困難で、持ち帰っての精査が必要な分類群（Azolla属など）については、運搬について規制の緩和（一定の基準に従った運搬については許可申請を不要とするか、簡易な申請で可能にする）などの改正が必要ではないか。発見の遅れによる蔓延などの問題が生じる事もあり得る。	-	御意見の通り、特定外来生物の現状把握や対策検討に資するデータ収集等の妨げとなっている規制については、運用を検討する必要があると考えており、その旨を記載しているところです。具体的にどのような事案についてどのような対応を行うのかについては、今後検討が必要であり、いただいた御意見はその際の参考とさせていただきます。	
102			アカミミガメの規制に関する意見	販売、輸入は禁止、個人の繁殖禁止、捨てることも禁止、飼育、飼いきれなくなった際の譲渡は可とすべき。 ミシシッピアカミミガメの繁殖力は桁違いであり、捨てることだけを禁止しても現状と何も変わらないと思う。本気で規制していくのであれば出元となるブリーダーや外国からの輸入、繁殖、販売を禁止し、供給されないようにしていく他ない。自身も亀が好きで飼育しているが現状を省みると規制はやむなしと思う。	https://kobe-sumasui.jp/wp-content/uploads/2020/10/H30.2.Kiraku15_02.pdf	アカミミガメについては、現行法のように一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。 いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
103			アカミミガメの規制に関する意見	アカミミガメ規制について。ペット業界の興味は現在、「繁殖は許されるか」「無償譲渡は許されるか」「新規飼育が許されるか」だと思います。繁殖については数年前に規制が決まったと言う報道があったのにもかかわらず高額なアルビノなどの飼育品種の種親を多数購入し、実際に多数のアルビノなどの子亀を大量に作出して最近再び規制の進捗が報道されてから格安で急いで売っているブリーダーを複数見かける現状があります。報道内容が不十分で変に都合よく解釈しているのか、そのような飼育品種の子亀を買う人々もいつか繁殖する事を夢見て複数の個体を購入している人が多く見られます。「販売」に関しては高額な品種だからと言って例外とすべきではないと思いますが、「繁殖」を商売としている人は別として生きがいや幸福として考えている人々も「繁殖」が許されなくなるとそこで新たな飼育放棄が生じる恐れがあります。高額な飼育品種のアカミミガメの「繁殖」が許されなくなるなら早めに再度周知し、遺棄されることなく期限内に有償引き取りなどで解決できるようにする必要があると思います。あるいは「繁殖」自体をOKとするなら最低限、第2種動物取扱業の届け出をし、「繁殖」や「譲渡」を記録させる必要があると思います。「譲渡」は無償に限り、届け出により可能にしておくことで、飼育し切れなくなったときの遺棄を防ぐことができると思います。同時に届け出による「新規飼育」も可能にしておく必要があると思います。個体識別のマイクロチップは希少生物の流通管理にとっては有効だと思いますが大量の特定外来生物などにはたいして抑止力がなく、犬や猫のように首の皮などが余っていない爬虫類などに対してはその個体の大きさにかかわらず死亡や慢性的な不快感の原因にもなり得て、かえって動物愛護の面で問題視すべきと思われます。あとは「繁殖」を禁じることとなれば、新たに発生するアカミミガメの個体数を抑止する事はできると思います。しかしアルビノアカミミガメなどの繁殖を目標や日課としていたり、それに駆け込みで投資したりした人々の絶望による大量の個体（ヘテロアルビノやボッシブルヘテロアルビノやハネ個体など多数）の遺棄を防ぐために早めの周知と十分な期日を設ける必要があると思います。	-	アカミミガメやアメリカザリガニについては、大量に遺棄される等の深刻な弊害を招かないよう、現行法のように一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。 いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
104			アカミミガメの規制に関する意見	<p>アカミミガメの規制方針に対してのみの意見です。アカミミガメが日本の生態系に影響を与えているのは事実ですが、実際にどれほどの規模で被害があるのか、もう少し具体的に調べて出来れば数値化して欲しい。個人的には、テレビ（例えば池の水抜きます等）などで騒がれている程の被害はないのではと考えています。</p> <p>ミドリガメの好む生息場所は、ある程度水深のある、流れの無いまたは緩やかな、池や川で、例えば田んぼのような水深が浅い場所にはまず侵入することはありません。したがって、農作物への影響は、徳島県などで報告されているレンコン畑の被害などごく一部の例だけだと思います。このレンコンにしてもどれだけの被害があるのか、実際はアメリカザリガニやスクミリンゴガイ等、他の生きものの方が被害が大きいのではと想像しています。その理由は、東京・上野の不忍の池にはたくさんのアカミミガメが定着していますがあそこの花バスが壊滅的な被害を受けているというニュースを聞いたことが無いからです。</p> <p>ですので、特定外来生物として駆除対象とするのであれば、優先順位は低い方ではと考えます、少なくとも、ブラックバス（オオクチバス）やアライグマの方がはるかに危険度は高いはずです。</p> <p>そうは言っても、駆除すべき対象の生きものなので、今後どのように駆除していくのか。まず、日本国内へ入っている数を減らすことです。幸いなことにここ数年のマスコミなどのニュースでアカミミガメが好ましくない生きものとの意識はかなり浸透してきています。また動物取扱業の関係で、許可を持っていない街の金魚屋やお祭りの屋台などの販売も減っています。ホームセンターでの販売も同じ状況です。ですので、ここ数年輸入量は激減しているはずですが、</p> <p>現在、アカミミガメを欲しがっている人は一部のマニアと呼ばれる人達で、その人達は、アルビノや色変わりと呼ばれるアカミミガメの品種と呼ばれる特殊な個体で、これらの品種個体はプレミアが付いて結構高価な価格帯になっています。アカミミガメが安く大量に輸入されてきたので、飼いきれず逃がすことに繋がっているのが、高価で、少量の流通しかないアカミミガメの品種個体を逃がす人はいません。本当は、そのような高価なアカミミガメを含めて輸入を止めればベストなのでしょうが、趣味の世界で、そこまでの規制は馴染みません。その代わりに、輸入するハードルを上げて輸入を規制するのはどうでしょうか。具体的にはアカミミガメを輸入するにあたって高い関税をかけるというような。高い関税を払ってまで欲しいという人はいますし、関税で得られる収入をアカミミガメの駆除資金に充てるということも出来ます。</p> <p>あとは、そのような輸入されてくるアカミミガメの品種個体毎にマイクロチップを入れて登録させる。これは国内で販売される品種個体にも適応させて、今後アカミミガメを輸入販売するとき、または国内で繁殖した個体を販売する場合は登録した個体でなければ出来ないというシステムにすれば、国内での流通は激減することになります。</p>	-	<p>アカミミガメについては、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、アカミミガメによる被害としては、主に生態系被害と農業被害が知られています。アカミミガメが高密度に生息する池において、水生植物の種数・被度の低下や在来種であるニホンイシガメの密度の低下が確認されています。またハスへの食害が知られており、レンコンの収穫量の減少が起きている地域もあります。</p>	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
105			アカミミガメの規制に関する意見	<p>アカミミガメの規制方針に対してのみの意見です。</p> <p>次に国内に定着したアカミミガメの駆除ですが、これは物理的に取り除いていく他ありません。幸いに、クサガメのように在来のカメ（ニホンイシガメ）と交雑することはありませんので、時間をかけてしっかりした計画 方針のもとに駆除できます。</p> <p>公園や神社の池、またはお堀のような人工的な環境に定着したものの駆除はその気になれば簡単（手間や時間はかかりますが）です。</p> <p>問題は、自然の河や池、特に関西圏に多い溜め池での駆除ですが、これはボランティアだけに頼らず、捕まえてきた個体を買収する仕組みを作れば、積極的にとってくる人がでるはずで、1匹500円で買収となれば、20から30匹とってくれば結構な収入ですので、必ずやる人ができます。</p> <p>ただ、これら自然の池や川での駆除は、アカミミガメだけでなくその他の外来生物（動物と植物を含めて）の駆除も考えて総合的にやるべきです。アカミミガメが減った反動でアメリカザリガニやホテイアオイが増えちゃった等の無いように。</p> <p>現在飼育している人へ、終生飼育をして貰うように働きかけるのは当然ですが、それでも飼いきれないという人は出てきます。このような人からの引き取り場所を作ることも必要です。具体的には動物園や水族館でしょうが、もっと積極的な受入体制を望みます。受け入れたアカミミガメは殺処分となりますが、これは仕方が無い、現在の犬や猫の保護体制と同じです。出来れば殺すにしても、その後肥料にするとか、粉にして魚粉のように飼料原料に転用というのが理想ですが、そこまでは予算が回らないと思えます。個体の登録制度を作り上げて、そこから利益が出るようにして、そのお金を駆除や処分の経費に回せるようにするのがベストですが。</p> <p>最後、外来生物法の審議にあたる有識者と呼ばれる方々に爬虫類の専門家がいらないことが問題です。生物学的な面だけでなく、流通などにも詳しい人を付け加えるべきだと思います。</p> <p>以上</p>	-	アカミミガメについては、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
106			アカミミガメの規制に関する意見	<p>ミシシッピアカミミガメの特定外来生物指定には反対させていただきます。</p> <p>真面目に可愛いがって飼育している愛好家や、何もせずに捨てずに飼育してきた方々がいます。飼育に届けが必要になると、逆に遺棄がふえると思います。</p> <p>海外からの輸入に規制をかけ、国内に帰化した個体をこれ以上繁殖せぬようにし、愛好家が飼育し続けることができる環境がととのえば、価値が付くので遺棄はなくなると思っております。何卒よろしく申し上げます。</p>	-	アカミミガメについては、大量に遺棄される等の深刻な弊害を招かないよう、現行法のように一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
107			アカミミガメ・アメリカザリガニの規制に関する意見	アメリカザリガニ並びにアカミミガメの輸入、販売禁止の案件について輸出入を禁止にするのは賛成です。ただ現在国内にいるアカミミガメの売買を禁止するのは反対です。それを言い出せばクサガメも外来種であり、今後インガメを追いやる勢力に変わるだけです。そもそも在来種と言われる生物もほんの数百年前は外来種であり、我々日本人の多くも大陸から来た外来種です。今の多様性の時代にミドリガメやアメリカザリガニの販売を規制したからと言って数が変わるとは思えません。それだけではありません。飼育者だけではなく現在在庫として持っている業者が一斉に野に放ちます。何故なら、駆け込み需要が今回もたくさんあるので在庫を沢山保有します。売って売って規制が入れば一斉に捨てます。その数は計り知れないでしょう。結果ミドリガメやアメリカザリガニを規制することによって無責任に規制期限までに増やされ売られ捨てられる構図を簡単に誘発させる流れが出来上がってしまう。輸出入禁止は仕方がないと思います。しかし国内の売買と飼育はこのまま許可すべきです。国内で安価なノーマルのアカミミガメを増やす人はいません。また居たとしても輸入レベルの量は間違いなくありません。確実に一般的な市場からは消え、相場の高い色素変異の個体メインの市場に変わり野に捨てずにショップへ売る又は託すように流れは変わるはずですが、まずは輸出入禁止で5年様子を見られていただけではないでしょうか。野生へ逃がしたら罰金などの対応も諸悪の根源は輸入かだと思います。また同時に自然化の駆逐も力を入れていかないとたえ販売を禁止にしても焼け石に水で意味がありません。	-	アカミミガメやアメリカザリガニについては、大量に遺棄される等の深刻な弊害を招かないよう、現行法のように一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。 いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
108			アカミミガメ・アメリカザリガニの規制に関する意見	アメリカザリガニとミシシippアカミミガメですがこちらの種は全国にはびこっているため早急になにかしらの対応していただきたいです。	-	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
109			アカミミガメ・アメリカザリガニの規制に関する意見	「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置」にて「アカミミガメやアメリカザリガニのように、我が国の生態系等に大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、飼養等を規制することによって、大量に遺棄される等の深刻な弊害が想定される侵略的外来種については、一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、輸入、放出並びに販売又は頒布を目的とした飼養等及び譲渡し等を主に規制する等の新たな規制の仕組みの構築や、各種対策を進める必要がある。」と記載されていますが、具体的な新たな規制の仕組みや対策は具体的にはどのようなものが案として考えられているのでしょうか？ 同様に、同項の、他の課題についても「・・・が必要である」との記載が散見されますが、具体策は、いつどこで出てくるのでしょうか？	-	本答申案では、今後講ずべき措置の方向性について整理をしています。各課題の具体策については、今後、それぞれに対応する施策を実施していく過程で検討されることとなります。	
110			アカミミガメ・アメリカザリガニの規制に関する意見	アメリカザリガニやミシシippアカミミガメについて、新たな規制を設ける方針を強く指示する。 また、新たな規制とあわせて既にある規制についても法律の目的を達成するために十分な運用がなされるよう、自治体に対し潤沢な予算の配分をお願いしたい。	-	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、資金の確保についても3.（4）の5つめの○に記載しているところです。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
111			<p>今回、ミシシッピアカミミガメ及びアメリカザリガニが特定外来生物としての規制の対象となっておりますので、一生物好きとして意見を述べさせていただきます。</p> <p>まず結論から申し上げますと、私はミシシッピアカミミガメ、アメリカザリガニの特定外来生物への登録は反対です。</p> <p>下記、個人的な懸念事項を記載致します。</p> <p>1. ミシシッピアカミミガメ、及びアメリカザリガニの飼育を行っているご家庭に対して今回規制された場合、どういった対応を行うか聞き取りを行いました。以下、実際の意見です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も一家族として可愛がりたい、子供の教育の一環として飼育を続けたいが、特定外来生物を引き続き飼育となると施設管理や都道府県の許可が必要になる。 ・そういった許可を取ってまで飼育を続けることは難しく、規制がかかる前に何らかの形で処分を考えてしまう。 ・今回アメリカザリガニが規制されれば飼育できるザリガニはニホンザリガニのみとなってしまいます。しかしニホンザリガニは飼育難易度も高く、クーラー等の設備も必要になり子供にザリガニという生物の飼育、またザリガニ釣りという昔ながらの遊びをさせることができなくなってしまい、今後どう言った形で自然への教育を行っていけば良いか悩んでしまう。 →ミシシッピアカミミガメとアメリカザリガニを規制するにはあまりにも子供の教育、一般の家庭への普及率、浸透率が高すぎると存じます。 また、一般家庭での飼育が多い動物ですので規制を行った場合、各手続きが出来ず野外へと放ってしまう事案は考えられませんか？ そうなってしまえば結局この規制がミシシッピアカミミガメ、アメリカザリガニの生息域の拡大の助長となってしまいう可能性が大いにあると存じます。 <p>2. 代替ペットの輸入の可能性</p> <p>ミシシッピアカミミガメ、アメリカザリガニが規制された場合、新たな代替ペットの輸入が考えられます。そうなった場合、その輸入生物が新たな特定外来生物となる可能性もあるのではないのでしょうか？</p> <p>規制→代替ペットの輸入→規制→代替ペットの輸入といったことを繰り返す、不遇なペット達を増やすのであれば現状の一般家庭への普及率、生活への浸透率を鑑み、規制は行うべきではないと存じます。</p> <p>3. 現在、「保護カメ会」という活動グループがあります事をご存知でしょうか？</p> <p>外来生物であるミシシッピアカミミガメの捕獲を行うだけでなく、新たな里親様探し野生のミシシッピアカミミガメの減少への活動を行っています。</p> <p>安易に規制を行ってしまうとこういった活動もストップしてしまい、捕まえる人間もいなくなり結局個体数の増加を招いてしまうのではないのでしょうか？</p> <p>4. 生物の人間への危険度について</p> <p>ワニ類、アミメニシキヘビなど、人間へ明らかな害を及ぼす可能性のある生物の規制は致し方ないと考えますが、今回対象となるミシシッピアカミミガメ、アメリカザリガニは人間に害を及ぼすことはありません。(勿論小規模な怪我はする可能性はあります。)</p> <p>5. これまで規制された生物の生息変動について。</p> <p>現状侵略的外来生物として規制されている生物(人間への害がないもの例・ブラックバス)の中で、規制をする事によって個体数が激減した、もしくは新たな生息域が確認されなくなった症例はあるのでしょうか？また、完全に在来種が食べ尽くされてしまった事例はあるのでしょうか？</p> <p>個人的にはそういった事例はほとんど無いように感じます。</p> <p>6. ペット産業への影響について</p> <p>自宅にて肉食魚、水生傾向の強いオトカゲを飼育している場合、餌としてアメリカザリガニを与えることが多いです。</p> <p>そういった餌としての需要があるため、餌用として販売を行っている業者もごぞいます。そういった業者への打撃は避けられず、このコロナ禍もあり職を失う方が出る可能性も否めないかと存じます。</p> <p>以上が私の個人的な意見となります。</p> <p>お忙しいところ恐れ入りますが、どうぞ御一考頂けますと幸いです。</p>	-	<p>現時点において、アカミミガメ及びアメリカザリガニが特定外来生物としての規制の対象となっているという事実はありません。アカミミガメやアメリカザリガニ等については、現行法のように一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。</p> <p>また、アカミミガメやアメリカザリガニについては生態系等に係る被害についても明らかになっているものと認識しています。生態系等に係る被害を防止するための外来種対策においては、規制だけでなく、野外での防除や普及啓発等をあわせてすすめていく必要があると考えており、本答申案についてもそうした観点から今後必要な措置について記載しているところです。</p>		

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
112			アカミミガメ・アメリカザリガニの規制に関する意見	アメリカザリガニやミシシッピアカミミガメに対して新たな規制の枠組みで対処する事について、特に前者は一般家庭でも増殖させやすい種なので、どうやってそれを防ぐかが具体的に提示されていない点が気になる。例えば飼育は一世帯に対して一頭と規制し、登録義務課すのか？いずれにせよ、遺棄を防ぎつつ実効的な対策をして欲しい。	-	アメリカザリガニやアカミミガメについては、大量に遺棄される等の深刻な弊害を招かないよう、現行法のように一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。 いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
113			アメリカザリガニの規制に関する意見	私は、外来生物法におけるアメリカザリガニの販売規制については反対の立場である。 何故なら、アメリカザリガニの利用方法としては、熱帯魚や爬虫類の餌用としての役割も大きく、その販売を規制することは経済的な打撃と混乱だけでなく、野生個体の捕獲による駆除量が相対的に減ってしまう事にも繋がり、そのリスクを犯してまでこの様な措置を取る意義があるかどうかについては疑問符がつく。 また、前回ミステリークレイフィッシュ等の外来ザリガニが特定生物に指定された事もあり、代用の餌を使用する事が困難な事、餌用ザリガニを利用しているのは在野の愛好家だけでなく、動物園や水族館等の教育施設も多いと言う事についても考慮する必要があるだろう。	-	アメリカザリガニ等については、現行法のように一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。 いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
114			アメリカザリガニの規制に関する意見	私は2000年代初めから白いザリガニやスーパーレッドと呼ばれている色彩変異個体を累代維持しており、この間オークション等で異血個体を購入したのは白ザリガニを2回ほどでほとんど同血で回せるほどで近親交配による弱体化などもなくこれからも飼い続けると自負しております。実験動物のモデルケースとしても大変優秀な生き物と思えますし、アメリカザリガニが飼育禁止や繁殖禁止になることによってこれらを卵のみ物理的に千切り淘汰し、残った個体のみ終生飼育し自然消滅させこの日本からアメリカザリガニ飼育の文化が消滅することに大変憤慨しております。是非繁殖の継続と飼育継続を願います。取ってきた個体の飼育も大賛成です。 まだアメリカザリガニが侵入していない地域があるということですが、そのような地域の保全にもっと労力を割くべきで、全て一律規制してもウチダザリガニの例（益々分布域が増えている。奥多摩など...人為的としか考えられないケース）やコクチバスの例以上の放出被害が発生し再起不能なほど日本の生態系は壊滅するのは明らかです。報道等にもでしたが放出の禁止と輸入の禁止などは致し方無いにしても譲渡や或いは、厳しい基準で選定業者制にしイベントによる品種間交換会などは認めていただきたいです。自治体などに飼育許可や購入許可を取る制度化しても良いです 日本ザリガニを守るためとよく言われていますがアメリカザリガニと日本ザリガニは生息する環境が違うためあまり意味がない議論ではと思います。日本ザリガニはタガメのような規制が良いのではと思います。 ゲンゴロウやヤゴ等の各種水性昆虫類を守る或いは田んぼなどの穴の被害等これらは放出禁止の徹底や各市町村や各NPOの御尽力でよくなると信じております。 是非、日本からアメリカザリガニ飼育の文化を終わらせないでいただきたいです。	-	アカミミガメやアメリカザリガニについては、大量に遺棄される等の深刻な弊害を招かないよう、現行法のように一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があると認識しています。 いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
115			オオクチバス等の外来魚に関する意見	<p>ブラックバスについて</p> <p>1. 釣り道具メーカーに対して 釣り道具メーカーには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラックバスは地域によってはリリースが禁止されている事 ・リリース可能な地域でのリリースは、釣ったその場で行う事 ・移植放流は法律で禁止されている事 <p>これらをブラックバスフィッシング用品、ブラックバスが釣れる可能性がある商品に大きく表示することを義務付けて欲しいです。</p> <p>2. リリース禁止について 釣獲した魚をリリース禁止にすると、死骸の放置や、釣り客の減少に繋がりがり、地域経済への影響が懸念されます。釣った魚を何匹以上持ち帰ることを義務付ける、などして、釣獲した全数のキープというハードルを下げた方が、持ち帰って食べてくれる人が多くなると思います。</p> <p>3. 命の取り扱いについて 現代社会においては、人は社会悪になってしまう事を極度に恐れています。SNSなどで常に悪を叩くことで正義を振りかざす人が絶えないことが示しています。「人が住む環境の為、生き物を殺す」というスタンスは、人によっては強い抵抗感があると思います。マイルドな表現を検討し、釣り人、釣り業界に理解と協力を求める事が肝要であると考えています。せいぜい「美味しいから持ち帰って食べてください」くらいまでが、一般の人が生き物を殺す正当な理由になり得ると思います。</p> <p>4. 釣り人に協力を仰ぐ あくまで適正な個体数管理を目指しているという事を、環境省からお墨付きをもらうことが出来れば、釣り人はきっと協力してくれると思います。なので、例えば「より気持ちよく釣りを続けるために、個体数管理にご協力ください」という形であれば、多くの釣り人は協力してくれると思います。これは2も合わせる事が前提です。</p>	-	<p>いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、特定外来生物については、基本的には我が国には生息・生育しないことが望ましいため、適正な個体数管理を目指すという考え方はなじまないと考えております。</p>	
116			オオクチバス等の外来魚に関する意見	<p>特定外来生物に指定されたブラックバスなどを、場合によっては移送できるようにしてほしいです。管理釣り場などに移送できるようになれば、残酷に殺す必要も減りますし、資源の有効活用になると思います。</p> <p>また釣り人が協力しやすい仕組みを作ることによって、地域活性化、在来種の保護、違法放流の減少に繋がるのではと思います。以前のように完全に悪、として扱わないようにすることでより良い環境にできるのではないのでしょうか。</p>	-	<p>外来生物法は、生態系等への被害を防止することを目的としており、特定外来生物の拡散を防止する観点から運搬や放出等を規制しています。</p>	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
117			オオクチバス等の外来魚に関する意見	<p>今後の外来種（特にブラックバス、ブルーギル）の対応及び対策について意見させて頂きます。</p> <p>まず第一に他水系への持ち出し等、生息域の拡大に繋がる行為の禁止は継続すべきでは無いと考えています。その上で、ここまでの駆除等の対策、対応されて来た結果に対して、あまり大きな成果は出ていないと感じています。</p> <p>私は琵琶湖水系の水辺に週2.3日は通っています。ブラックバス、ブルーギル、ライギョ等の外来魚は多いですが、それ以上にアユや鮎、カネヒラ、ヨシノボリ、テナガエビ、スジエビ、ナマズ、ハス等の在来種も多く生息しているのを確認しています。琵琶湖にブラックバス等の外来種が入ってから50年以上は経っているかと思いますが、そこで感じるのは外来種を含めた状態で生態系のバランスは取れているのではないかと感じています。ブラックバスはレジャーフィッシングの最大のターゲットとなっており、多くの釣り人が連日琵琶湖水系には足を運んでいます。地元の方も多いですが、他府県から来られている方も多くおられます。</p> <p>そこで今後の対策としては、駆除のみに注力するのではなく、生息域の拡大は防いだ上でレジャーのターゲットとなる魚種については遊漁対象と認め、遊漁料を取り、自治体、漁協の収益とする事で地域の産業にすべきと考えています。全国的に見ると生態系に及ぼす影響の大小はあるかと思いますが、千葉県の本栖湖は地域の名産品となっていますし、房総半島や三重県、奈良県のダム湖では貯水池での釣りを解禁し、レジャーフィッシングのフィールドとして確立させています。日本には無数のダムが存在していますが、貯水池を遊漁利用させている地域は少ないです。観光産業の乏しい地域ではレジャーフィッシングのフィールドとして解放する事で地域の活性化にも繋がるのではないかと考えます。また、ダム湖については人造湖でありダムが出来た事によって生まれた生態系です。水を貯める以外の用途も考えるべきです。また費用面でも、今まで駆除に投じていた税金を遊漁券での収益で賄い、税金は地域住民へ還元させる事で、地方自治体の財政状況も向上すると考えています。</p>	-	オオクチバス等が直接的・間接的に生態系や農林水産業等に与える影響については多くの科学的知見や事例が報告されており、全国各地で防除対策が実施され、成果が出ている地域もあります。なお、駆除した外来生物を資源として活用することは有効な面もありますが、資源として流通や販売を促進することで外来種の維持や増殖につながるおそれがある点に留意が必要であると考えます。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
118			オオクチバス等の外来魚に関する意見	<p>ブラックバスが特定外来生物に指定されていますが、アメリカではルアーで釣れる、国民の身近なゲームフィッシュとして定着しています。在来種を食べ尽くすなんてことも言われていますが、もしそうだったらアメリカの湖はブラックバスだらけになっていますよね？日本の湖や河川もそうです。ブラックバスが定着することで、在来種が食べ尽くされた所など、一つもないのではないのでしょうか？日本にブラックバスが持ち込まれたのは大正時代ですよ。</p> <p>私は霞ヶ浦でブラックバス釣りをしていますが、ブラックバスは一昔前よりも生息数をかなり減らし、なかなか釣れない魚となっています。その一方、ワカサギもシラウオも手長エビもしっかりと生息しています。</p> <p>また、琵琶湖では世界記録級のブラックバスが狙えるフィールドとして、世界で注目を浴びています。コロナが落ち着いたら、世界から琵琶湖や霞ヶ浦へインバウンド客を呼び込むなど、観光資源の一つとして、利用したらいかがでしょうか？</p> <p>税金で外来魚に指定されているブラックバスを駆除することに使わずに、税金はゴミ問題などもっとフィールドを守ることに使ったり、魚類が沢山繁殖するように産卵場となるアシや水草などを移植したり、そういった事に使っていただきたい。また、地域の収益元になるような外来魚は、その有益な利用を検討していただきたいと思います。</p>	—	オオクチバス等が直接的・間接的に生態系や農林水産業等に与える影響については多くの科学的知見や事例が報告されており、全国各地で防除対策が実施され、成果が出ている地域もあります。そのため、生態系や農林水産業等への影響や被害が懸念される場合には、引き続き防除対策を実施する必要があると考えます。	
119			ネコ（ノネコ及び野良猫）に関する意見	<p>緊急対策外来種である猫についても特定外来生物もしくはそれに準ずる対象へ指定してください。環境省ではノネコと野良猫に分けて対応しているらしいですが、種としては同一であり、屋外にいることで感染症の媒介・糞尿などの被害で人の生活に支障を及ぼすだけでなく在来種にも甚大な被害をもたらしています。現在奄美大島でのノネコ調査をされているらしいですが、同様に猫による在来種への被害は全国どこにでもあはるはずですよ。</p> <p>環境省が推奨している地域猫やTNRも環境保全義務や健康権の妨げになっています。責任の所在の有無が曖昧なせいで私の地元など動愛法やガイドラインを守らない自治体や愛護団体が多いのが現状です。各自自治体に委任していることでこのような問題が起きているため、本省で法律を精査してください。愛玩動物でもあるので、駆除方法は例外をつくるのもいいかもしれませんが、完全に所有者が明確な屋内飼育猫を除く屋外猫はその被害の大きさから全て特定外来種相当に指定するのが妥当です。</p>	—	外来生物法に基づく特定外来生物については、特定外来生物被害防止基本方針において「概ね明治元年以降に我が国に導入された」ものを対象に選定していることから、ネコは対象になりません。一方で、ノネコはIUCN（国際自然保護連合）が作成した「世界の侵略的外来種ワースト100」にも選定され、また「生態系被害防止外来種リスト」（2014、環境省・農林水産省）においても、緊急対策外来種に分類しているところであり、引き続き、地方自治体とも連携し、適正な飼養の推進や野外での対策の推進に努めます。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
120			ノネコに関する意見	<p>私は特定外来生物という法律ができた事をTwitter上で最近知り、法律全体について無知であるため急いで学んでいるところです。学ぼうとしたきっかけは、Twitter上の猫嫌いや行政と密接に関係があると思われる者の啓蒙活動的なコメントユーザから「猫は外来種であり生態系を崩すから一切外に出すな」や「猫は生態系を崩すから処分をする必要がある」などと流布しているのを見たのがきっかけです。これらの動物系反対ユーザからはある意味いろいろ知る事ができ、奄美大島での行政のノネコ処分計画や御蔵島のオオミズナギドリがノネコにより全滅するようなプレスリリースを出している国立研究開発法人森林総合研究所に対して知りこれらに怒りを感じているところです。</p> <p>奄美大島や御蔵島の件を違う視点から調べて行くと、ある行政側に共通点があり、行政は結論から理由を見いだしている逆計算をしているのではないかと疑っています。結論というのは恐らく国連から受けたこの法律（外来生物対策）をむりやり日本の政府は日本の環境に当てはめているのではないかという事です。問題がないのにも関わらず問題があるように見せかけているのではないのですか？といたしますのも、奄美大島の件では希少動物を守るためにノネコを処分計画に入れてますが、別の情報ではその希少動物はロードキルによるものだったり、実際にその該当の希少動物は増えているというデータだったり、ノネコの数が調査数より数が実際いない事がという情報を知った事。もう一つ、御蔵島の件は、たまたまネット上の修士論文（エコリズム）を見つけその論文に御蔵島の歴史があり歴史的に日本人は数年前までオオミズナギドリを食していた事を知ったからです。残念ながら森林総合研究所のプレスリリースでは全くそこには触れずノネコのせいにして書いており知識がない一般人はノネコがオオミズナギドリを絶滅させると信じてしまうような書き方です。またオオミズナギドリ全滅はノネコのせいにしてますが、イルカが減少しているのはわからないとしているようですね。御蔵島の地元の人にはノネコの去勢避妊手術をしてあげてますがそこへ現実を見ず結論ありきのプレスリリースをしている事に大変な問題であると思っています。国立研究開発法人とはこの結論ありきの調査に血税が使われているということですよ。またオオミズナギドリの生態は、若いオオミズナギドリは上手く飛べないはずなのです。それで道路で若いオオミズナギドリがいる画像も見ました。上手く飛べず道路にいればロードキルになりますし、それを猫が食べる可能性もあります。そのようなオオミズナギドリの上手く飛べない生態もまったく森林総合研究所は視野にいれておりません。奄美大島は、報道によると世界遺産登録決定されたようですが、行政でノネコを殺処分計画に入れているようですので、私は奄美に一生観光に行くことはないでしょう。ノネコを殺処分計画にいた奄美に観光に行ったら何が楽しいのでしょうか？殺されたノネコをよそに観光を楽しむ神経は私にはありません。御蔵島の件はまだノネコは調査段階のようですが、もし奄美のように御蔵島もノネコ殺処分するようなら観光には一切行くことはありません。法学観点からいうと「より負担の少ない選択をする」「過剰な選択をしない」というような考えがあるのではないですか？（アルファベットの名前があるはずですが今思い出せません）奄美大島と御蔵島の件でもより負担の少ないノネコに避妊去勢すれば良いのではないですか？なぜノネコの命を奪う選択をする過剰な選択をするのですか？私はJAVAが環境省へ意見をアカミミガメの問題については全て賛成の立場です。</p> <p>日本は戦後から高度成長期、バブル期からの日本の動物の命の軽視が常識化して文化になってしまい、動物をビジネスのために利用しやらなくなったら動物を殺してきました。私はそれを冷静に考えた時、その中で見て見ぬふりや国がやる事は逆らえない仕方がないと思って生きて来た自分を責めています。いっそのこと死んでしまいたいと思ってしまいます。アカガミガメも生態系を崩すからと行政は殺処分をして、アカガミガメの輸入などの規制はしていないとの事です。ビジネスの為や、国連から受けた法律を結論ありきで行政を執行するのはいますぐやめてください。奄美のマンガースでまむしを殺す政策を最近知り国のやり方に呆れかえるばかりです。しかも失敗してます。これも血税で行われます。どうして自然の法則に逆らう事を行政はするのですか。国民が知識を得たら、行政はこれ以上国民を騙すことはできないでしょう。今すぐ誠実を持って政策を行ってください。私はこれからも動物愛護や自然環境について国の政策に監視の目を注いでいきます</p>	-	ノネコはIUCN（国際自然保護連合）が作成した「世界の侵略的外来種ワースト100」にも選定され、また「生態系被害防止外来種リスト」（2014、環境省・農林水産省）においても、緊急対策外来種に分類しているところであり、希少種や地域固有の生態系に重大な影響が認められる地域では、ノネコ対策や発生源対策が必要と考えています。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
121			防除と他法令との関連性に関する意見	ヌートリアのような外来生物を鳥獣保護法から外し、積極的な防除に努めるようにしていく。	-	ヌートリアなど特定外来生物については、外来生物法に基づく防除の確認・認定を受けることで、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を受けずに防除を実施することが可能です。引き続き防除の促進を図ります。	
122			防除と他法令との関連性に関する意見	外来生物の駆除に関する提案。現在、ソウシチョウなど狩猟鳥獣に含まれていない外来の鳥獣があり、こうした外来生物は有害鳥獣駆除でしか捕殺ができません。また、ヌートリアなども鳥獣保護法によって守られています。こうした生物を一般人が駆除できれば防除に繋がると考えます。しかしこれは動物愛護の観点からが虐待や非人道的な殺傷に繋がったり、誤認による在来種の捕殺の恐れもあります。そのため、狩猟免許保持者や認定を受けた環境系NPO、環境保護団体、森林官などといった方に狩猟期間関係なく外来種を防除する権利を与えることができれば、安全かつ定着する前に防除、駆除ができるのではと考え提案します。	-	ソウシチョウやヌートリアなど特定外来生物について、外来生物法に基づく防除の確認・認定を受けることで、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を受けずに防除を実施することが可能です。	
123			普及啓発等に関する意見	・「この生き物たちは実は美味しいんだよ!」と言うのを伝えていくため特定外来生物に指定されているオオクチバス、ブルーギル、アメリカナマズ等を滋賀県限られた都道府県ではなく全国で食べられるように全国の漁協組合と協力していく。 ・生物系YouTuberと環境省とコラボをして特定外来生物、外来生物の問題を議論する動画をアップロードし、世間への理解を得る。 ・テレビ等で報道されている外来生物の「悪」という考え方を「外来生物が悪いのではなく過去に意図的に入れた我々人間が原因」という知識もつけていってもらおう。	-	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、駆除した外来生物を資源として活用することは有効な面もありますが、資源として流通や販売を促進することで外来種の維持や増殖につながるおそれがある点に留意が必要であると考えます。	
124			普及啓発等に関する意見	私は、中学3年生なので、変な文章になっているかもしれませんが、その点については許してください。 私は、この法律を改正し、知名度を上げる必要があると考えます。それは、私は生き物が好きなので、この特定外来生物について少し知っているのですが、私の周りの人が知っているかと言うと、それは非常に少数です。この例を考えるに、国民がこのことを知っているということは決して多くはないと思います。これにより、誤って特定外来生物である生き物を捕獲、移動、飼育している可能性があると思います。 例えばですが、カダヤシは、在来種であるメダカに非常によく似ており、その知識がある人となない人では見分けることが難しいと思います。なので、何も知らない子供が捕獲、移動、飼育してしまうこともあります。実際、私が小学5年生の時に、メダカの学習をしましたが、隣のクラスの水槽には明らかなカダヤシが混じっていました。魚は先生が用意したものなので、小学校の先生ですら、判別が出来ないということは、誰が、この間違いを指摘あるいは指導するべきなのか私にとっては異常事態と考えます。また、このカダヤシは、既に広い範囲に生息しており、近所の公園の池にもいましたので、誤って捕獲する可能性があります。 この他には、最近特定外来生物に指定された、一匹だけでも繁殖してしまうミステリークレイフィッシュがあり、繁殖が禁止されているにもかかわらず、自分の意思に反して繁殖してしまうなどの問題には、どのように対応したらよいか、見当もつきません。なので、この法律を改正し、条件付き飼育等の手段をつけるべきだと考えます。一定期間の講習を受けるとか、免許制にするとかで、ある程度の緩和を計るのはどうでしょうか。また、故意に放流してしまった場合の罰則などの強化、テレビの広告などで、法律についての理解を図るのはどうでしょうか。 レジ袋の有料化では広告を見ましたが、この法律・きまりについての広告を見たことがありません。 そもそも、個人の感想になりますが、外来生物の問題は、これから逃がす人よりも既に逃がされているものが繁殖していることが問題だと思えます。テレビ広告などで、逃がしてはいけないことをもっと正確に伝えることが出来るなら、現状が良い方向に向かうと考えます。法律の知名度を上げ、理解を深めれば、知識のある人が増え、駆除活動にもつながっていくと思います。よって、この法律を改正する必要があると考えました。	-	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
125			全体	改正外来生物法施行から5年を経過しての結果に基づいて、今後の措置について整理された答申であるとの判断のもとで意見を述べる。本法の施行（2005年）以降、対処すべき外来種が増えて問題がますます増える中で、予算や人や体制は大幅に充実されたとは言えない。また、協力を得るべき他の法律との連携や、地方自治体との連携や指導体制も不十分であったと考える。今回の「今後講ずべき必要な措置」によって、実効性をより高めることを望む。	理由は左記に記載した通り。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
126			全体	全体的な意見 本答申素案は外来生物法の施行状況や今後の課題について概ね網羅的に記されており、とくに2の「外来種対策をめぐる現状と課題」は良く整理されている。これらのことがすべて実行されると、侵略的外来種の管理は進展することが期待できる。しかし、以下の点でまだ不備と思われるので検討を要望する。とりわけ3の「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき措置」は、具体性が乏しい項目がある上、法改正が必要な事項と運用の仕方を変えることで済む事項とが仕分けされていない。ここに挙げられている項目はいずれも重要であり、措置を講じる必要があることは理解できるが、重要性や実効性を踏まえた優先順位がつけられていないので、優先順位をつけた上でこれを踏まえた次の具体的な取り組みを記述するのが望ましい。	—	具体的な取組の実施に当たっては、重要性や実効性を踏まえた優先順位を考慮して進めてまいります。	
127			特定外来生物の飼養に関する意見	厳正な審査の上特定外来生物の飼育を新規に許可し、定期的に巡回による監視を行う。	—	外来生物法では、飼養等（飼養・栽培・保管・運搬）をすることは原則として禁止されていますが、学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的で行う場合については、主務大臣の許可を得ることで飼養等をすることが可能です。また、特定外来生物として規制された後に、新たに愛がん（ペット）・観賞の目的、又は新たに開始された業活動に関しては、生業の維持の目的で飼養等をすることはできません。	
128			特定外来生物以外の外来生物の規制に関する意見	外来生物を取り扱っているペットや飲食店などから特定外来生物に指定されていない外来種も現地の乱獲を招いたり「WWFジャパン世界カワウソの日にコツメカワウソについて考える」(https://www.wwf.or.jp/activities/activity/3976.html) 令和3年11月6日差.17:41最終ログイン」、日本の生態系の破壊につながっています「チュウゴクオオサンショウウオ/国立環境研究所」(https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/40250.html) 令和3年11月6日最終ログイン」「用水路に大量の金魚投棄 動画拡散 養殖業者認める（朝日新聞.2020.12月26日10:34）などの例があるため、まだ特定外来生物に指定されていない外来生物も野外に流失しない、生息地の保護のため今より厳しい規制及び、外来生物法、動物愛護法、鳥獣保護法、種の保存法など関係法の規制、厳罰化を望みます。	—	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、特定外来生物以外の外来種に対策については2.(5)及び3.(5)に記載しているところです。	
129			外来生物の輸入に関する意見	アカミミガメに限らず、全ての生き物達の輸入を止めるべきです。動物は人に利用されるために存在するのではなより良く生きられるよう保護されるものと考えます。本来の棲息地から環境の違う国に連れてこられ、売られ遊ばれ棄てられ駆除される。おかしいじゃないですか！捕獲したら全て保護し終生飼養するか、原産地に戻すかするようにしてください。国の責任です。	—	外来生物法では、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入等を規制しています。外来生物による生態系等に係る被害の防止のためには、「入れない・捨てない・拡げない」の外来種被害防止三原則が重要と考えており、引き続きこの考え方の普及啓発にも努めます。	

No.	頁	行	該当セクション、テーマ	意見	意見の理由	対応	修文
130			予算に関する意見	特定外来種対策に関する予算を、クラウドファンディングではなく政府や自治体が予算をつけて欲しい。生態系は勿論、産業や人々の健康を脅かす脅威であるため、国を挙げて対策に打ち込むべきだと思う。	-	御意見を踏まえ、3.(4)の5つめの○について、「防除に要する費用については、より多くの公的な資金の確保が必要であるとともにのみならず、一部の地方公共団体が実施しているクラウドファンディングなどの資金調達等も含め、…」と修正します。	○
131			その他	新たな外来種問題の防止の為に、ペットなど生体を扱う業者には客に対して「外に放さないように」という注意喚起を義務化して欲しい。ゆくゆくは生物飼育者に対するライセンスの導入も検討した方が良いと思う。	-	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
132			その他	現在、在来種のマダラサソリが特定外来生物に指定されていますが、こちらを特定外来生物から除外するとマニアによる乱獲の恐れがあるのでこのまま、特定外来生物のまま指定するか、種の保存法で守っていただきたいです。また、交雑の心配もあるためキョクトウサソリ科は特定外来種のままにしてほしいです。	-	特定外来生物には、海外から我が国に導入されることにより本来の生息地・生育地の外に存することになる生物の中から指定することとしており、現在マダラサソリを含む「きょくとうさそり科全種」が特定外来生物に指定されています。先島諸島のマダラサソリが在来種であるという意見があることも承知しておりますが、引き続き、科学的なデータを収集して参ります。	